

REPORT 2012



MIZUSAWA
SHINKIN BANK

水沢信用金庫の現況



奥州市衣川区：「長者ヶ原廃寺跡」



奥州市前沢区：「白鳥館遺跡」



水沢信用金庫

CONTENTS

- 1 基本理念・経営方針
- 2 ごあいさつ
- 3 水沢信用金庫と地域社会
- 5 地域金融円滑化に係る取組み
地域金融円滑化のための基本方針
- 6 地域密着型金融の取組み状況
地域密着型金融の取組み実績
- 7 アンケート結果
- 9 事業内容
- 10 営業店一覧・ATM
- 11 トピックス
- 15 各種ご案内
預金商品のご案内
融資商品のご案内
サービス業務のご案内
- 17 各種手数料一覧
- 19 金庫の事業の運営に関する事項
法令等遵守（コンプライアンス）の取組み
個人情報保護について
顧客保護等管理方針について
利益相反管理方針の概要について
反社会的勢力に対する基本方針について
- 21 金融商品・保険商品のご提案にあたって
- 22 リスク管理の体制
- 23 金融ADR
- 25 総代会等に関する事項
- 27 金庫の組織に関する事項
- 28 当金庫の歩み
- 29 資料編
- 57 開示項目一覧

Basic Philosophy

基本理念

地域社会の発展 豊かな暮らしづくりを目指して

私たち水沢信用金庫は、地域とともにある金融機関です。地域の発展があってこそ当金庫の発展がありえるとの理念のもと、昭和24年創業以来62年の歴史を歩んでまいりました。

これからも、地域経済の発展と豊かな暮らしづくりのお役に立てるよう、堅実な経営を維持し、皆様から信頼されるパートナーとして、地域とともに歩んでまいります。

Management Policy

経営方針

1. 地域社会に対する貢献

地域金融機関として地域社会の発展、地域住民の繁栄に貢献する。

2. 経営の安定と発展

常に経営規模の拡大と合理化を図り、健全経営の維持と内部蓄積の充実に努める。

3. 魅力ある職場づくり

職員の創意を尊重し、人材の登用と資質の向上をはかり、働きがいのある希望に満ちた職場をつくる。



水沢信用金庫 本店外観

MIZUSAWA SHINKIN BANK

水沢信用金庫の概要 (平成24年3月31日現在)

創 立	昭和24年7月12日
本 店	奥州市水沢区字日高西71番地1
電 話	0197-23-5191 (代表)
店 舗 数	10店舗
会 員 数	10,276名
出 資 金	4億39百万円
役職員数	149名
営業地区	奥州市、胆沢郡金ヶ崎町、北上市、 一関市(旧一関市、旧大東町、旧東山町)、大船渡市、 陸前高田市、気仙郡住田町、西磐井郡平泉町
ホームページ	http://www.mizusawashinkin.co.jp/

ごあいさつ



皆様には平素より水沢信用金庫に対し格別のお引立てを賜り心より厚く御礼申し上げます。

本年も、当金庫の経営内容をご理解頂き、安心してお取引いただけますよう、ディスクロージャー誌「水沢信用金庫の現況」を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成23年度の我が国の経済は、東日本大震災に見舞われた被災地の早期復興に向け懸命に取り組んでまいりましたが、電力供給制限や急激な円高、海外経済の減速などが影響し、総じて停滞感が強いまま推移いたしました。

一方、当地域内においては、震災復旧需要から企業の景況感や雇用環境において改善傾向にはありますが、業種間による格差は大きく、本格的回復には程遠い状況にあります。

このような情勢のもと、当金庫は後掲のとおり成果を収めることができました。これもひとえに会員の皆様はじめ、お取引先各位のご支援の賜と厚く御礼申し上げます。

当金庫は、地域金融機関として、従来から推し進めております地域密着型金融を深化させ、金融機能の提供のみならず、非金融面を含めた情報・サービス提供力を一層強化し、地域のお客様の課題を解決する課題解決型金融への取組みを通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指してまいります。

また、持続性のある経営を確立するため、内部管理態勢の整備はもとより、地域を支える信用金庫人の育成を図って参りますので、より一層のお引き立てとご愛顧を賜りますようお願い申し上げご挨拶といたします。

平成24年7月

水沢信用金庫 理事長 及川 富美人

地域の皆様とともに

水沢信用金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

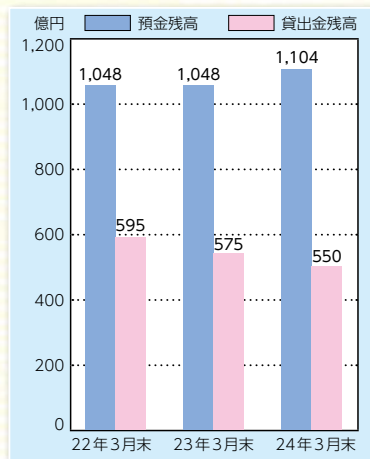
また、金融機能の提供にとどまらず、文化・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

預金積金について

当金庫は、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品やサービスの一層の充実に向け努力してまいります。

[預金積金残高 110,435百万円]（平成24年3月末）

※詳しくは本誌39ページをご参照ください。



預金積金

貸出金

出資金について

[会員数 10,276名]（平成24年3月末）

[出資金残高 439百万円]

貸出以外の運用について

お客様の預金は、ご融資による運用のほか、急な払出しへの備えや収益の補完を目的とし、余裕資金運用を行っております。

※詳しくは本誌42ページをご参照ください。

お客様ネットワーク

お客様相互の発展のお手伝いをしております。

[すいしん会]

お取引先経営者の異業種間交流を図る場として、昭和60年9月に発足いたしました。

[青信会]

若手経営者・事業後継者の交流の場として、平成元年7月に発足し、講演会・スポーツ親睦会・ビジネスマッチ見学会等の行事を行っております。



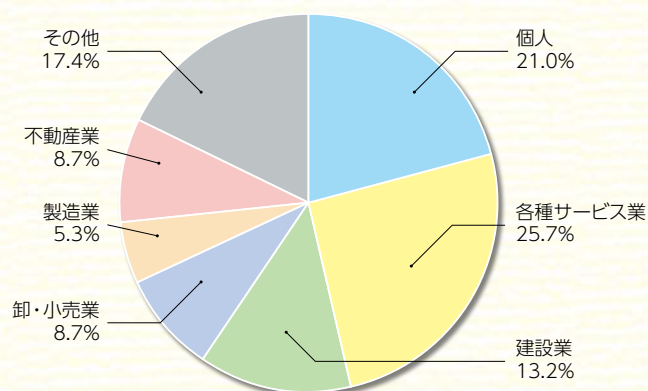
貸出金について

当金庫は、お客様からお預入れいただいた預金積金につきまして、お客様の様々な資金ニーズにお応えして、地域経済の活性化に資するために円滑な資金供給を行ない、お客様や地域社会に還元しております。

[貸出金残高 55,003百万円] (平成24年3月末)

※詳しくは本誌40ページをご参照ください。

[貸出金業種別内訳]



出資金

地域への貢献

お客様・会員

支援サービス

お取引先へのご支援について

当金庫は、お取引先の経営改善・支援をお手伝いさせていただいており、中小企業再生支援協議会との連携や、中小企業支援ネットワーク強化事業の活用により、支援体制の充実を図っております。

平成23年度は16先のお客様の経営支援に取組み、内1先のランクアップを図ることができました。



地域金融円滑化に係る取組み

地域金融円滑化のための基本方針

水沢信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

① 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

- 金融円滑化管理方針を策定しました。

② お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

- 事業資金・住宅ローン利用者がより相談されやすいよう全営業店・本部（融資部企業支援課）に窓口（金融相談窓口）を設置しました。

また、各営業店内に返済相談担当者を任命し、これまで以上にきめ細やかにお客様からのご相談に対応していく態勢を整備しました。

- 本部の専門部署（融資部企業支援課）は、各営業店を通じてお客様へのきめ細やかな経営改善支援を行います。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。



水沢信用金庫 みずしん相談室

貸付条件の変更等に関する苦情相談担当【企業支援課】

電話番号 0197-23-5197 (直通)

※受付時間は午前9時から午後5時までです。(当金庫の窓口休業日は除きます)

金融円滑化に係る取組状況

(1) 中小企業・個人事業主の皆様への取組み

法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数及び額（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件、百万円）

	平成23年3月末		平成24年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	781	13,436	1,272	20,039
うち、実行に係る貸付債権	731	12,635	1,246	19,804
うち、謝絶に係る貸付債権	8	105	8	105
うち、審査中の貸付債権	27	576	1	7
うち、取下げに係る貸付債権	15	118	17	122
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権	238	1,994	452	3,455
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権	6	84	6	84

（注）「謝絶」に係る貸付債権の金額・件数の中に債務者が破産手続の申立中の事例に係る貸付債権の金額・件数が含まれています。

(2) 住宅ローンをご利用の皆様への取組み

法第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数及び額（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件、百万円）

	平成23年3月末		平成24年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	17	205	22	263
うち、実行に係る貸付債権	16	203	20	248
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	1	12
うち、取下げに係る貸付債権	1	1	1	1

地域密着型金融の取組み状況

地域密着型金融の取組み実績

当金庫は、平成21年6月に「地域密着型金融推進計画（平成21～23年度）」を策定し、事業再生、中小企業金融の円滑化や地域活性化など、地域密着型金融の取組みを積極的に推進しております。

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

創業・新事業支援については、奥州市等の制度融資や支援機関との連携を活用し、資金需要に対し資金提供を図りました。平成23年度は10件 39百万円の実績となりました。

経営改善支援については、企業支援課と営業店が協調して取引先の経営改善指導などにより事業支援を継続。16先の取引先に経営改善計画書策定の指導を実施。その内1先については、ランクアップとなりました。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

担保・保証に過度に依存しない融資等への取組みについては、信用保証協会付融資の推進を図り、413件 3,405百万円の実績となりました。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

地域活性化につながる多様なサービスの提供については、地域を担う若い世代の金融経済知識の普及として奥州市立水沢中学校、東水沢中学校にて「職業講話」「マネースクール」を実施いたしました。



マネースクールの開催

詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

<http://www.mizusawashinkin.co.jp>

ビジネスマッチング

当金庫は地域の中小企業の販路拡大を図るため、ビジネスマッチに積極的に取り組んでおります。

東北地区信用金庫協会主催による「ビジネスマッチ 東北2012・春」に当金庫お取引先19社が出展、商談が活発に行われました。



「お客様満足度」向上に向けた取組みについて

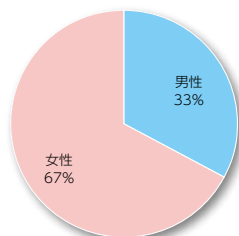
水沢信用金庫では、お客様へのサービス向上を目指して、「お客様満足度」アンケートを実施させていただきました。

皆様からいただいた貴重なご意見を、今後の経営の参考とさせていただき、「お客様満足度」の向上に努めたいと考えております。

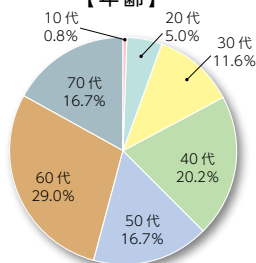
「お客様満足度」アンケートの実施内容は以下のとおりです。

【実施期間：平成24年2月22日（水）～3月2日（金）】 ■ 依頼先数：400先 ■ 回答先数：299先 回収率74.8%

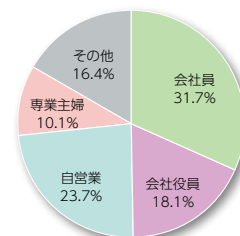
【性別】



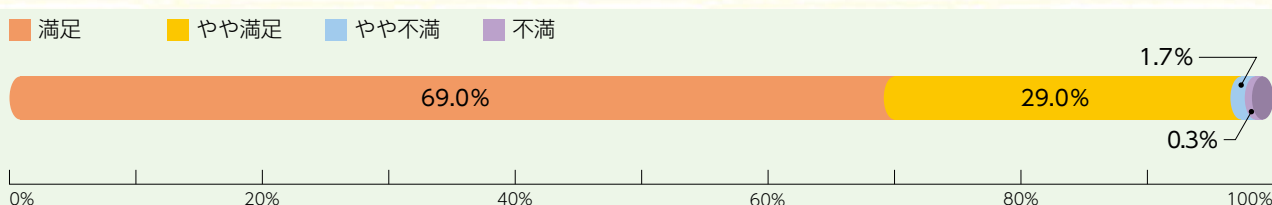
【年齢】



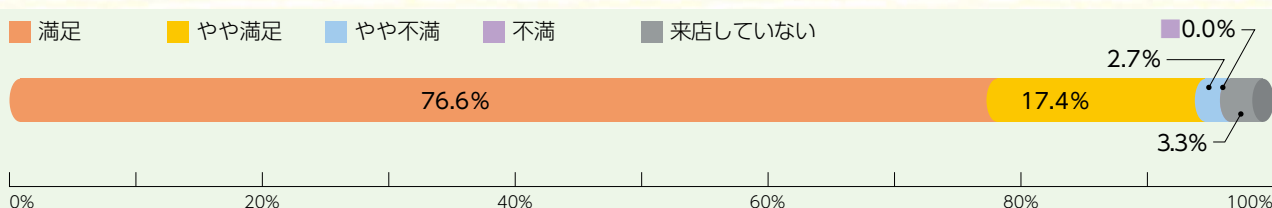
【職業等】



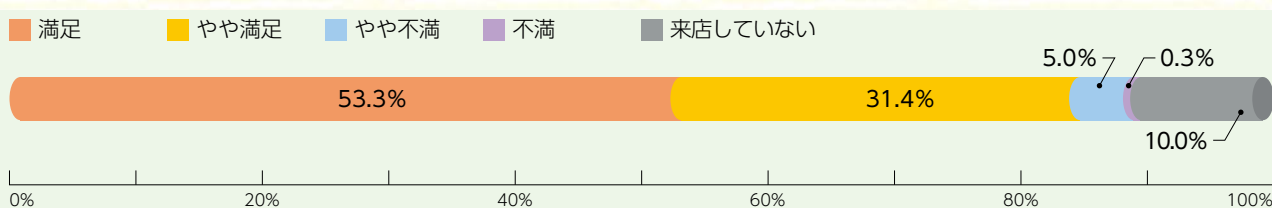
1. 当金庫に対する印象はいかがですか？



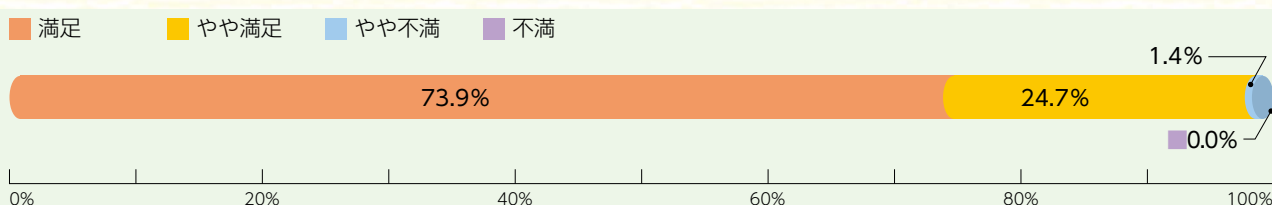
2. 言葉づかい、挨拶はきちんとできていますか？



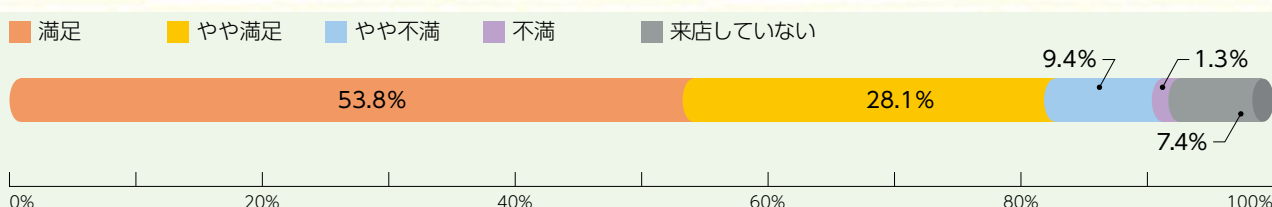
3. ご来店いただいた際の待ち時間はいかがですか？



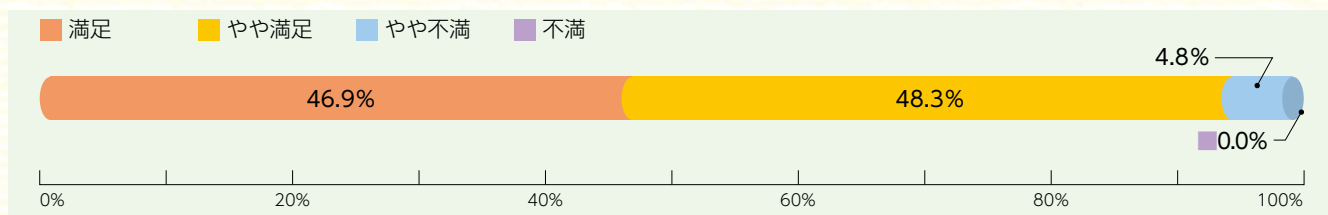
4. ご相談、ご質問について誠意をもって対応していますか？



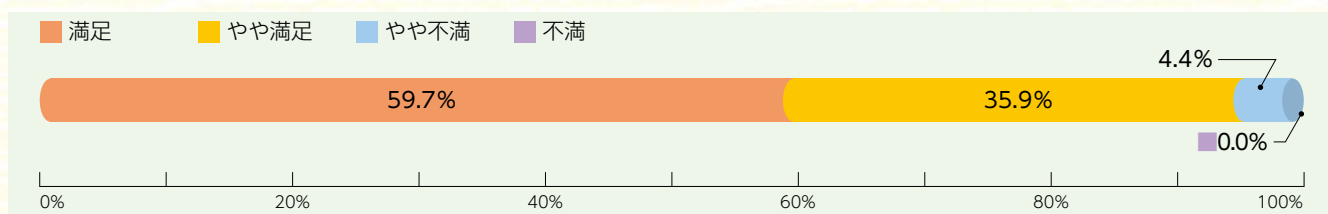
5. 店舗内外の美化や設備はいかがですか？



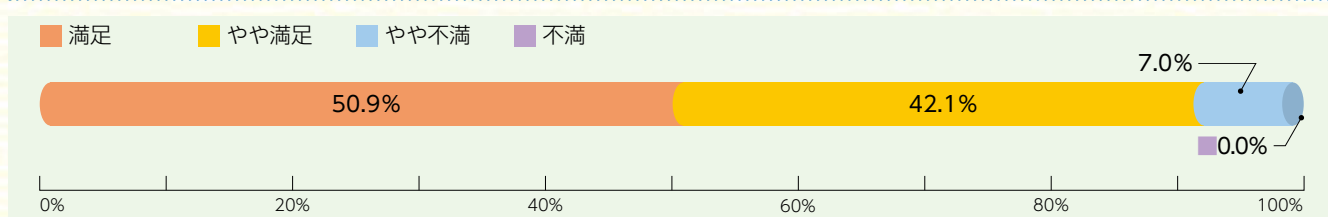
6. 商品内容やサービスの充実度はいかがですか？



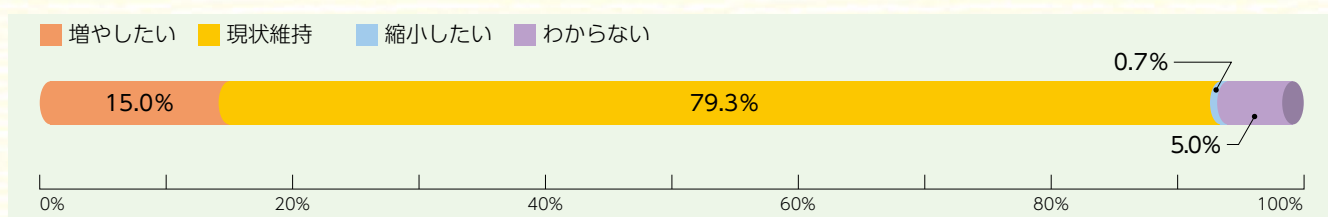
7. 各商品内容について、わかりやすく説明していますか？



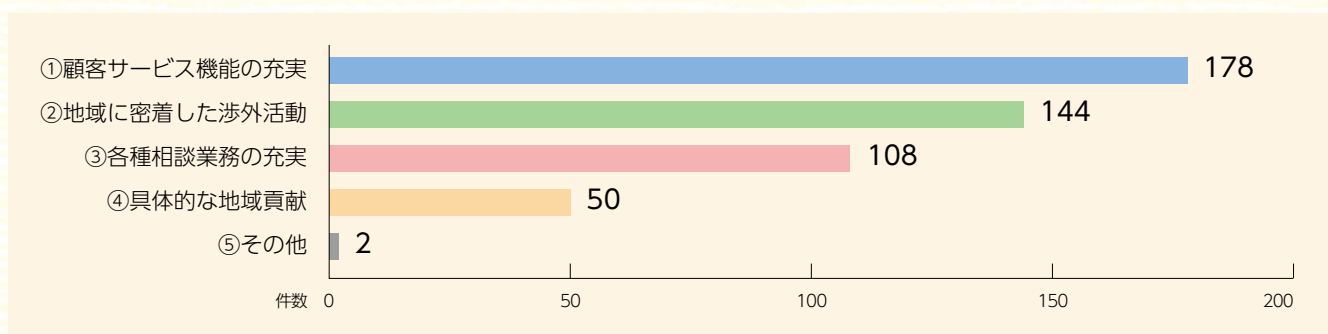
8. 情報提供についてご満足いただけていますか？



9. 当金庫との今後のお取引についてどのようにお考えですか？



10. 地域金融機関として当金庫に期待したいことはどのようなことですか？



「お客様アンケート」に基づく当金庫の取り組みについて

1. 当金庫へのご意見・ご要望

項目	内容	件数
窓口担当者等の対応	接客態度、商品説明など	15
店舗内外の環境	店舗立地・改装、駐車場収容台数、ATM台数など	6
商品・サービス	新商品の提供、サービスの多様化など	13
その他		5

2. 当金庫の取り組み

- お客様の要望にお応えして、平成24年6月15日よりATMコーナーの利用時間の延長を実施しております。
- お体の不自由な方のため、平成24年度中に本店ロビーに「障害者用トイレ」の設置を行います。

今後も「お客様の声」を真摯に受け止め、金融サービスの一層の向上に努めてまいります。

業務の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ

2. 資金の貸付け及び手形の割引

3. 為替取引

4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

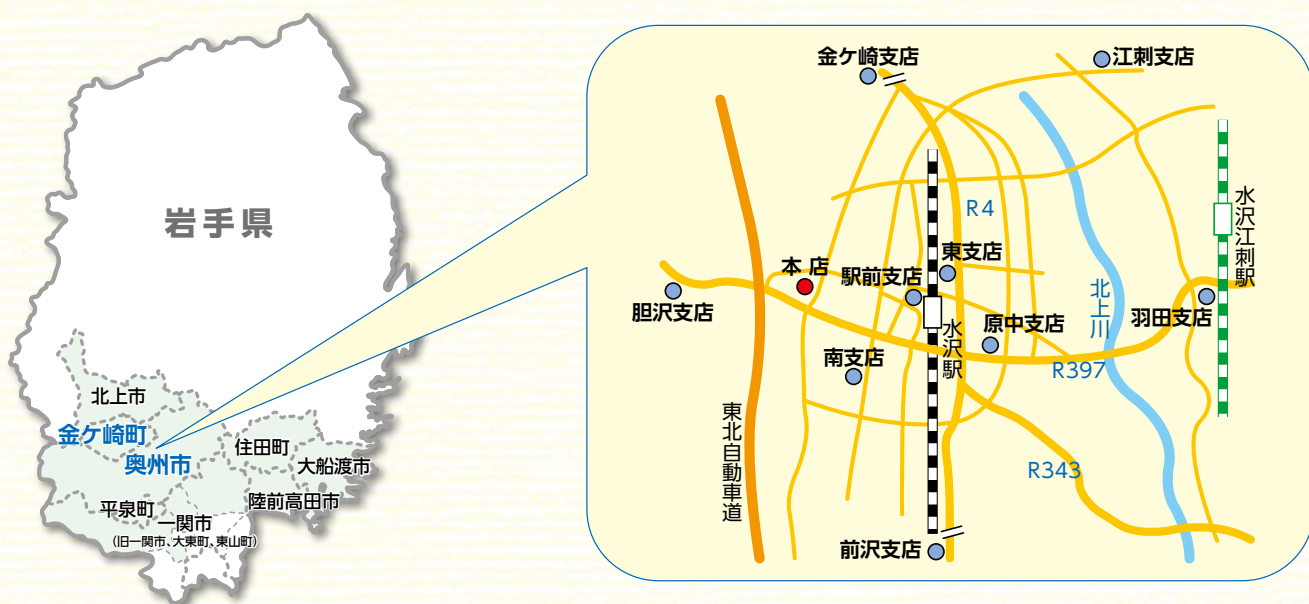
- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買、（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
- (6) 短期社債等の取得又は譲渡
- (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人中小企業基盤整備機構・独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人福祉医療機構・日本酒造組合中央会・財団法人建設業振興基金・一般社団法人しんきん保証基金・
社団法人全国石油協会・独立行政法人住宅金融支援機構・年金積立金管理運用独立行政法人・
独立行政法人勤労者退職金共済機構・日本銀行
- (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (11) 振替業
- (12) 両替

5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことができる業務（上記4により行う業務を除く。）

6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (ア) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
- (イ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
- (ウ) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

営業店一覧



〈本店〉奥州市水沢区字日高西71番地1
Tel. 0197-23-5191

〈羽田支店〉奥州市水沢区羽田町宝生35番地16
Tel. 0197-25-5015

〈前沢支店〉奥州市前沢区駅東2丁目9番地3
Tel. 0197-56-5511

〈南支店〉奥州市水沢区西上野町10番4号
Tel. 0197-24-5126

〈江刺支店〉奥州市江刺区川原町82番地
Tel. 0197-35-2163

〈駅前支店〉奥州市水沢区中町133番地1
Tel. 0197-25-2662

〈金ヶ崎支店〉胆沢郡金ヶ崎町西根西地蔵野35番地1
Tel. 0197-44-5400

〈胆沢支店〉奥州市胆沢区若柳字甘草13番地
Tel. 0197-46-4081

〈原中支店〉奥州市水沢区太日通り3丁目6番22号
Tel. 0197-24-6121

〈東支店〉奥州市水沢区佐倉河字前田24番地
Tel. 0197-22-5300

店舗外キャッシュサービスコーナー

設置場所	所在地	取扱い	平日	土日祝日
大町出張所	奥州市水沢区大町83	預入・支払・振込	8:00～20:00	8:00～19:00
胆沢病院内	奥州市水沢区字龍ケ馬場61	預入・支払・振込	9:00～18:00	—
水沢病院内	奥州市水沢区大手町3丁目1	預入・支払・振込	9:00～18:00	—
いわて生協コープ「アテルイ」内	奥州市水沢区佐倉河字東沖の目123	支払・振込	9:00～21:00	9:00～17:00
奥州市役所正面入口前	奥州市水沢区大手町1丁目1	支払・振込	9:30～18:00	9:30～17:00(土曜日のみ)
金ヶ崎町役場内	胆沢郡金ヶ崎町西根南町裏22-1	支払・振込	9:00～17:00	—
ジョイス水沢佐倉河店内	奥州市水沢区佐倉河字東柳の町10-1	支払・振込	10:00～18:00	10:00～17:00
ジョイス龍ケ馬場店内	奥州市胆沢区小山字龍ケ馬場48-1	支払・振込	10:00～18:00	10:00～17:00
江刺総合支所東口	奥州市江刺区大通り1-8	支払・振込	9:00～19:00	9:00～17:00
イオンスーパーセンター金ヶ崎店内	胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻荒巻165	支払・振込	8:00～21:00	9:00～17:00
XYZ(ジーズ)水沢店内	奥州市水沢区佐倉河字蟹沢31	預入・支払・振込	9:00～21:00	9:00～19:00

地域とのふれあい

信用金庫は、営業地域を限定しているからこそ実践できる親しみのあるサービスを提供しています。「Face to Face」を合言葉に、できるだけ大勢のお客様と接し、そして一人ひとりのお客様にきめ細かいサービスを提供できるよう努めています。

当金庫の役職員はこの地域に居住し、公私ともに皆様とお付き合いをさせていただいております。

清掃活動



6月15日の信用金庫の日を契機に、平成19年6月より、毎月15日を「美化運動」の日とし、全店の全役職員が店舗周辺をはじめとする地域内の清掃活動に取り組んでおります。

また、お花見シーズン前には、水沢公園の清掃活動を行っております。



地域行事への参加

- 4月「前沢春まつり」
- 5月「江刺甚句まつり」
- 8月「金ヶ崎むかでマラソン」



8月「水沢ざっつあかまつり」



9月「奥州市継走大会」

地域振興事業へ協賛・後援

- ・「施食法要燈籠流し」
- ・「奥州水沢グルメまつり」



「奥州水沢の花火大会」



「水沢公園桜祭り ライトアップ」



「奥州Yosakoi in みずさわ」

しんきん「ふれあい」旅行



2011年11月「紅葉の京都満喫と大河ドラマ江・浅井三姉妹博覧会」の旅

文化・芸術振興へ協賛

奥州市文化会館 開館20周年記念公演
 奥州◇市民劇「ひびけ木貝よ」
 2012年3月3日(土)・4日(日)
 当金庫職員もエキストラとして参加いたしました。



「奥州水沢くくり雛まつり」

スポーツ振興

〈主催〉
 「水沢信用金庫杯パークゴルフ大会」
 「水沢信用金庫杯争奪野球大会」
 〈後援・協賛〉
 「水沢駒形野球倶楽部」



「水沢信用金庫杯新春ビーチボール大会」

当金庫は岩手競馬を応援しています

「岩手競馬水沢信用金庫杯・岩鷲賞」
がんじゆしょう



AED を設置しました

人命救助に必要な行動を、迅速に途切れなく行うことを「救命の連鎖」といいます。

傷病者を発見したら、この「救命の連鎖」をすぐに開始することが望ましいといわれています。

■ AED の目的

- ・AED (自動体外式除細動器) とは、心臓に電気ショックを与えるための機器です。
- ・人が倒れて意識や呼吸がない場合、心停止を起している可能性があります。AED は、こうした傷病者に対して電気ショックを与えることで、正常な心臓のリズムを取り戻すために使用します。

■ AED の役割

- ・AED は、コンピューターにより自動化されています。そのために専門的な知識がない一般の方が使用する場合でも、AED からの音声による指示で対処することができ、傷病者に対してすばやい救命処置が可能となります。



【AED 利用可能時間】

当金庫本店 ATM 営業時間内
 ※ ATM 休止時は利用できません。

平日: 8時～21時
 土日: 8時～19時 (祝祭日含)

どなたでもご利用できます。
 詳しくは、窓口または総務部へお問い合わせください。

本 店 TEL: 0197-23-5191
 総務部 TEL: 0197-23-2498

お客様組織

営業店ごとに地域のお客様との交流を深める組織をつくり、積極的に活動をしています。

団 体 名	担 当 支 店	団 体 名	担 当 支 店
前 信 会	前 沢 支 店	信 羽 会	羽 田 支 店
江 信 会	江 刺 支 店	な ん し ん 会	南 支 店
信 金 友 の 会	金 ケ 崎 支 店	胆 信 会	胆 沢 支 店
原 信 会	原 中 支 店	東 信 会	東 支 店

各種ご案内

預金商品のご案内

種類	しくみ・特色	期間	お預入額
当座預金	ご商売のお支払で小切手、手形をご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	いつでも必要なときに出し入れできます。給与・年金等のお受取、公共料金の自動支払、カードによる払出等お財布代わりにご利用できます。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	一冊の通帳に「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」をセットした家計簿代わりの預金です。必要なときには自動融資をご利用いただけます。	—	—
決済用金 普通預金	預金保険法により全額保護される無利息の普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期	最低預入金額100円からと、幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。個人で3年以上のものは半年毎の複利計算で有利です。	1ヶ月から 5年以内	100円以上
大定期預金	預入時の金融情勢に応じて有利な金利を設定した定期預金です。	1ヶ月から 5年以内	1,000万円以上
ふれあい定期預金	当金庫で年金をお受取りになっているお客様と、新たに年金受取りを開始されるお客様を対象に金利を優遇した「スーパー定期」です。	1年	100円以上 150万円以下
スーパー積金	暮らしの目標に向かって毎月一定額を積み立てる無理のない資金作りの預金です。予定の時期に満期日と目標額を合わせてお始め下さい。	6ヶ月から 60ヶ月以内	100円以上
レディース ふれあい5積金	ご契約いただいたお客様を対象に旅の情報を提供いたします。	5年	15,000円以上
しんきん 傷 保 険 定 期 積 付 金	お子さまやお孫さんの教育資金、リフォーム資金・結婚資金・老後の資金に、「あんしん」も一緒に積み立て。傷害保険付なので、もしもの時はご家族の安心もカバーいたします。(保険料は無料です。)	5年・10年	5,000円以上 5,000円単位
消費税納付 応援積金	消費税を納付するお客様に役に立つ、金利優遇の自動積立預金です。	6ヶ月以上 24ヶ月以内	10,000円以上 (掛込総額300万円以内)
財形預金	毎月の給与、ボーナスから天引きで無理なく財産づくりができます。住宅取得のための住宅財形および老後のための財形年金は、合計550万円まで非課税です。	一般3年以上 住宅・年金5年以上	1,000円以上

融資商品のご案内

個人向け	特 色	ご融資金額	ご利用期間
個人ローン	結婚、旅行、家電購入等、お使いみち自由で、ご利用いただけます。(しんきん保証基金保証)	500万円以内	8年以内
マイカーローン	マイカー購入・免許の取得・車検費用等にご利用いただけます。	マイカーローン (しんきん保証基金保証)	500万円以内 8年以内
		マイカーローン・モア (㈱オリエントコーポレーション保証)	500万円以内 8年以内
教育ローン	大学等のご入学資金や授業料のお支払いにご利用いただけます。	しんきん教育ローン (しんきん保証基金保証)	500万円以内 10年以内
		学資応援団 (㈱オリエントコーポレーション保証)	500万円以内 3年 (原則自動更新)
カードローン	急な出費にお役立て下さい。	しんきんカードローン (しんきん保証基金保証)	極度額 最高50万円 1年～3年 (原則自動更新)
		しんきんきゃっする (信金ギャランティ㈱保証)	極度額 最高300万円 3年 (原則自動更新)
住宅ローン	マイホームの新築、購入、増築等に、ご利用いただけます。お借入時、当初3年間、5年間または10年間固定金利でご利用いただけます。(しんきん保証基金保証・全国保証(㈱保証))	6,000万円以内	35年以内
フリーローン	結婚、旅行、家電購入等、お使いみち自由で、事業用資金にもご利用いただけます。	ベストサポート300 (㈱クレディセゾン保証)	300万円以内 7年以内
事業者向け	特 色	ご融資金額	ご利用期間
一般のご融資	手形割引・・・一般商業手形の割引をいたします。 手形貸付・・・仕入れ資金などの短期運転資金をご融資いたします。 証書貸付・・・設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。 当座貸越・・・約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。	—	—
事業者カードローン	事業資金をカードでご利用いただける便利なローンです。(保証協会保証)	2,000万円以内	1年、2年(更新可)
制度融資	国、県、奥州市、金ケ崎町などの制度融資を積極的に取扱っております。	—	—
メンバーズローン	商工会議所・商工会・岩手県法人会の会員の方がご利用いただける無担保ローンです。	1,000万円以内	5年以内
岩手競馬 サポートローン	岩手競馬関係に従事している方の資金需要にお応えいたします。	500万円以内	2年以内
代理貸付	信金中央金庫・㈱日本政策金融公庫などのご融資のお取扱いは、当金庫の窓口をご利用下さい。	—	—

※ローン商品につきましては、各商品により利率、お借入限度額等が異なりますので、ご利用の際は営業店の窓口までお問い合わせください。



サービス業務のご案内

	内 容
しんきん キャッシュカード サービス	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫のATMコーナーで、ご入金・お引き出し・お振込みができます。ゆうちょ銀行ではご入金・お引き出しが、全国の銀行およびコンビニ等ではお引き出しができます。 ※暗証番号は、当金庫のATMで、いつでも何回でも変更ができます。 ※一日あたりの現金払出し可能額を100万円までとさせていただきます。
A T M 振 込	ATMを利用し、キャッシュカードや現金で、全国の金融機関へのお振込みができます。 ※振込手数料が窓口扱いよりお得です。 振込カード(初回振込時に無料自動発行)ご使用により、次回以降のお振込みがカンタンです。
給 料 自 動 受 取 り	給与・ボーナスがお給料日に、ご指定の預金口座に振込まれます。 ご指定口座のキャッシュカードで当金庫ATMをご利用の場合、時間外利用手数料が平日・休日にかかわらず終日無料となります。
年 金 等 の 自 動 受 取 り	各種年金・配当金などがお受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
送 金 ・ 振 込 ・ 取 立	当金庫の本支店および全国各地の金融機関と結ばれておりますので、迅速にお振込み、ご送金、お取立ができます。
公 共 料 金 等 の 自 動 支 払 い	各種公共料金、税金、保険料、学費、各種クレジットなどを、ご指定の預金口座から自動支払いいたします。
公 金 収 納	国税、県税、市税、町税などの公金の払込みができます。
自 動 振 込 サ ー ビ ス	毎月一定額(ボーナス月等は増額も可能)を、ご指定の日にご指定の預金口座にお振込みいたします。1度のお手続きでご利用いただけ、仕送りなどにも安心・便利です。
インターネットバンキング モバイルバンキング	インターネット接続のパソコンや携帯電話から、残高・入出金明細照会、振込・振替、およびペイジー収納を利用した税金・各種料金の払込みができます。
テレホンバンキング	キャッシュカードをお持ちの方なら、電話(フリーダイヤル)により、残高・入出金明細照会が手続なしでご利用いただけます。振込・振替をご利用の場合はお申込みが必要となります。
F B ・ H B ・ A N S E R	お客様のパソコンやFAXなどと当金庫を電話回線で接続し、残高・入出金明細照会や振込・振替ができます。
クレジットカード提携	しんきんVISAカード・しんきんJCBカードなどの取扱いを行っております。日本全国はもとより、世界の有名店でのショッピングにご利用いただけます。
デビットカードサービス	全国のJ-Debit加盟店やローソンでお買い物やご飲食の際に、当金庫のキャッシュカードでご利用代金を預金口座から即時決済できます。
スポーツ振興くじ(toto)の 当選金の払戻業務	スポーツ振興くじ(toto)の当選金の払い戻しを行っております。 (取扱店:本店、江刺支店)
貸 金 庫	重要な書類などを安全に保管し、盗難、災害などの不慮の事故からお守りします。 (取扱店:本店)
夜 間 金 庫	営業終了後や休日に売上金等を安心してお預けいただけます。
国 債 の 窓 口 販 売	個人向け国債、長期国債の取扱いを行っております。
生 命 保 険 窓 口 販 売	個人年金保険および学資保険の取扱いを行っております。 ゆとりあるセカンドライフのための資金づくりをお手伝いいたします。
損 害 保 険 窓 口 販 売	住宅ローンご利用のお客様に対して、マイホームの夢と安心をサポートする長期火災保険「しんきんグッドすまいる」の取扱いを行っております。また、もしもの時に安心、ケガに備える「しんきんの標準傷害保険」の取扱いを行っております。

※各業務、各保険の詳細な内容等につきましては、営業店の窓口までお問い合わせください。

各種手数料一覧

為替手数料

振込手数料 (1件につき)

種 類		振込金額	当金庫あて		他金融機関
			同一店内	他支店	
ATM 振込	キャッシュカード使用の場合 (※)	3万円未満	無 料	105円	315円
		3万円以上	無 料	210円	525円
	現 金 の 場 合	3万円未満	無 料	105円	420円
		3万円以上	無 料	210円	630円
個人インターネットバンキング テレホンバンキング	3万円未満	無 料	105円	315円	
	3万円以上	無 料	210円	525円	
窓 口 振 込 (総 合 振 込 を 含 む)	3万円未満	105円	210円	525円	
	3万円以上	315円	420円	735円	
自 動 振 込 サ ー ビ ス	3万円未満	無 料	210円	525円	
	3万円以上	無 料	420円	735円	
法人インターネットバンキング F B ・ H B 振 込 サ ー ビ ス F D 交 換 方 式	3万円未満	無 料	105円	420円	
	3万円以上	無 料	210円	630円	

※ATM 振込は、他金融機関のカードおよび取扱時間帯によりATM 利用手数料が必要となります。

その他の手数料 (1件または1通につき)

種 類			当店分	当金庫あて	他金融機関	
取 立 手 数 料	同一交換所内(当所)	手 形	無 料	210円	210円	
	同一交換所内(当所)	小 切 手	無 料	無 料	210円	
	同一交換所 以外(他所)	普通扱い	手形・小切手	—	420円	630円
		至急扱い	手形・小切手	—	—	840円
送 金 手 数 料 (送 金 小 切 手)					630円	
振 込 ・ 送 金 ・ 取 立 の 組 戻 料					630円	
不 渡 手 形 返 却 手 数 料						
取 立 手 形 店 頭 呈 示 料						

ATM 利用手数料

ご利用日時		キャッシュカードの種類	
		全国のしんきんキャッシュカード	ゆうちょ銀行カード 他金融機関のカード
平 日	8:00～ 8:45	105円	210円
	8:45～18:00	無 料	105円
	18:00～21:00	105円	210円
土 曜 ・ 日 曜 ・ 祝 日	9:00～19:00	105円	210円

※当金庫キャッシュカードでの入金取引は無料です。

両替手数料

枚 数	手数料
300枚以下	無 料
301枚～500枚	210円
501枚～1,000枚	315円
1,001枚以上	525円

※両替枚数は「お客様のご持参枚数合計」または「お客様への交付枚数合計」のいずれが多いほうの枚数とさせていただきます。

貸金庫手数料 (使用料)

種 類	高さ×幅×奥	手数料 (6ヶ月間)
第1種	56×248×540	4,410円
第2種	75×248×540	5,040円
第3種	150×248×540	7,560円
第4種	300×248×540	12,600円

夜間金庫手数料 (使用料)

	手数料
1ヶ月間	3,150円

融資手数料

繰上償還・完済等手数料 (証書貸付)

種 類	手数料
[固定金利選択型住宅ローン] (特約期間内)	
一部繰上げ償還 (H21.6.8以降の取扱が対象)	21,000円
全部繰上げ償還 (H21.6.8以降の取扱が対象)	31,500円
[上記以外]	
一部繰上げ償還	5,250円
全部繰上げ償還	
[条件変更手数料]	5,250円

※住宅ローン、事業資金に係る条件変更手数料は平成25年3月31日迄対象外となります。

取扱手数料

種 類	手数料
住宅ローン	31,500円
全国保証付住宅ローン (不動産担保手数料含む)	52,500円

各種証明書発行手数料

種 類	手数料
融資証明書	5,250円
融資残高証明書 (1通)	210円

不動産担保取扱手数料

種 類	手数料
[新規の場合]	
住宅ローンの担保権	
10百万円未満	10,500円
10百万円以上	21,000円
住宅ローン以外の担保権	
10百万円未満	5,250円
10百万円以上1億円未満	10,500円
1億円以上2億円未満	21,000円
2億円以上	31,500円
[変更の場合]	
住宅ローン	5,250円
住宅ローン以外	10,500円

その他手数料

種 類	手数料
債務保証料	1%または2,100円のいずれか高い金額 (但し、保証額の4%以内)
手形・証書貸付用紙代	10円

その他主な手数料

種 類	手 数 料	
預金残高証明書発行手数料 (1通)	210円	
通帳・証書再発行 (1冊・1枚)	525円	
カード再発行 (1枚)	525円	
個人情報開示手数料 (郵送料別途)	630円	
当座小切手用紙代 (1冊)	420円	
約束手形用紙代 (1冊)	210円	
マル専口座開設手数料	3,150円	
マル専手形用紙代 (1枚)	525円	
個人インターネットバンキング基本料 (月額)	210円	
法人インターネットバンキング基本料 (月額)	オンライン (照会、振込・振替) のみ利用	1,050円
	総合振込等のデータ伝送も全て利用	2,100円

※この一覧に記載した手数料金額には消費税が含まれています。

金庫の事業の運営に関する事項

法令等遵守（コンプライアンス）の取り組み

当金庫は会員制度に基づく協同組織金融機関として、高い公共性と地域社会の発展に貢献するという重大な社会的責任と使命を十分に認識し、金融取引における法令、ルール、社会的規範を遵守し、健全、堅実な業務運営に努めております。

組織体制として、役員・本部各部及び営業店全店のコンプライアンス担当者によるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の整備や遵守状況の把握に努めております。また、業務部門から独立した検査室と監事（員外監事含む）、会計監査人による業務監査を定期的を実施し、金庫内部だけでなく外部からのチェック機能を充実させることにより相互牽制体制の強化を図っております。

また、基本理念として「水沢信用金庫行動綱領」を、具体的な手引書として「コンプライアンスマニュアル」を策定、全役職員に配布し、一人ひとりが法令や社会的規範などのルールを厳正に遵守し、そして責任ある健全な業務遂行に努めるよう周知徹底を図っております。

当金庫は、今後も、実施計画書である「コンプライアンス・プログラム」の内容を継続的に見直すとともに、関連部門間の連携及び役職員に対する教育を強化し、全役職員一丸となってコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

■ ■ 水沢信用金庫行動綱領 ■ ■

〈信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任〉

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

〈質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献〉

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

〈法令やルールの厳格な遵守〉

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

〈地域社会とのコミュニケーション〉

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

〈従業員の人權の尊重等〉

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

〈環境問題への取り組み〉

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

〈社会貢献活動への取り組み〉

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

〈反社会的勢力の排除〉

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。 以 上

個人情報保護について

当金庫は、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫では、お客様の個人情報に関する事項について、店頭のポスターやホームページへの掲載等により、その利用目的等を個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）として公表しております。

顧客保護等管理方針について

当金庫は、お客様の自由な意思を尊重し、その資産・情報および正当な利益を保護するため、以下に定める事項を誓約します。

1. お客様との取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客様からのご意見または苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めます。
3. お客様に関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行ないません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等を防止するため適切な措置を講じることなどにより、安全に管理します。
4. お客様との取引に関連して、わたしたちの業務を外部に委託する場合は、お客様の情報やその他の利益を保護するために、委託先を適切に管理します。

利益相反管理方針の概要について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ③対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融商品・保険商品のご提案にあたって

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ①診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。
水沢信用金庫総務部 電話番号：0197-23-2498
受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

リスク管理の体制

統合的リスク管理

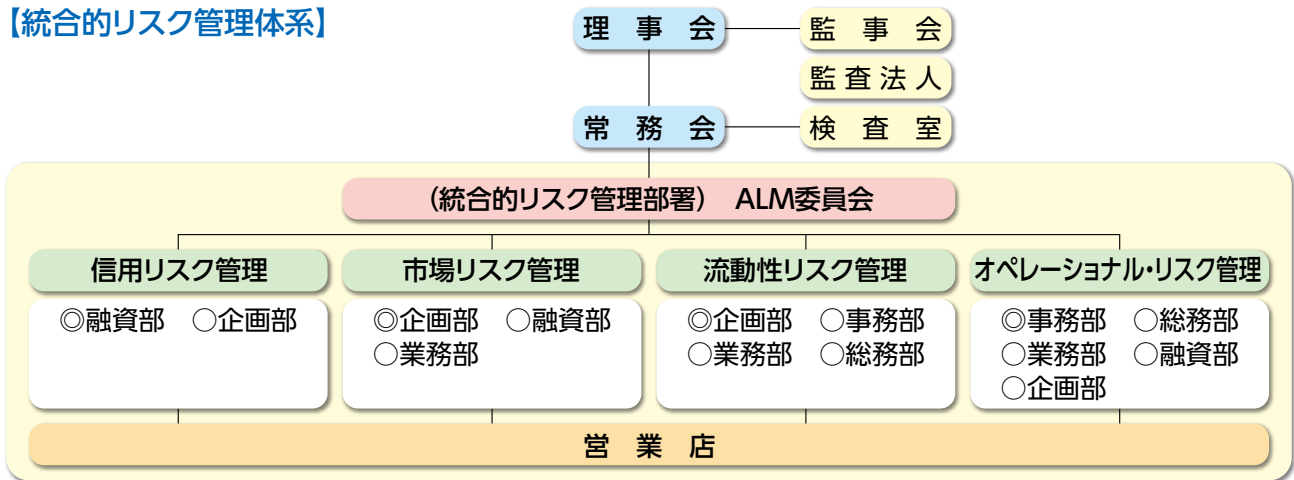
金融機関業務の多様化に伴い、当金庫の直面するリスクも一段と複雑化してきております。こうした環境下、お客様に安心してお取引いただくためには各種リスクの所在の認識と適切な管理により、経営の健全性と安定性を確保することが大変重要となります。

当金庫は、リスク管理態勢の確立を経営の最重要課題の一つと位置付け、リスク管理に関する基本事項を「統合的リスク管理方針」として策定しております。また、「統合的リスク管理規程」において当金庫が晒されている各種リスクの計測、管理手法を規定しております。

統合的リスク管理とは、当金庫を全体的な観点からリスクの総和をとらえ、できるだけ計量化するものです。統合的な管理手法である「リスク資本」については、①信用リスク、②流動性リスク、③市場リスク、④オペレーショナル・リスク等の各リスク・カテゴリーに関してのリスク量の計測を行い、当金庫全体のリスク量をモニターすることにより、経営体力と各種リスク量の状況を統合的に管理しています。

統合的リスク管理部署は経営陣を含む本部各部署長で構成されるALM委員会が主管し、それぞれのリスク・カテゴリー毎に適切なリスク限度枠の設定等の審議を行ない、常務会に付議・報告する態勢としております。

【統合的リスク管理体系】



※◎印は各リスク部門の主管部署

信用リスク

信用リスクとは、貸出等を行っている取引先の財務状況の悪化などにより、貸出金が契約どおり返済されず、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・向上させるため、融資案件を、まず営業店で調査・検討し、次にそれぞれの権限内貸出基準に基づき厳格な審査を経て決裁しています。

また、「信用リスク委員会」及び企業支援課による経営改善支援等の取り組みにより、管理態勢の強化に努めています。自己査定についても、当金庫の自己査定基準に基づいた厳格な査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、当金庫の保有する資産・負債等の価格が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、「ALM委員会」を設置し、資産・負債を統合的に管理することによりリスクを回避し、安定収益の確保と自己資本の充実に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により資金が不足し、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、支払準備資金を信金中央金庫へ預入れ、資金の流動性を安定的に確保するとともに、資金の運用・調達及び日々の資金繰りについて経営陣に報告する体制をとり、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考へ、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR 制度）について

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

水沢信用金庫 総務部（業務全般）	電話番号:0197-23-2498	FAX 番号:0197-25-7073
企画部（国債証券等関連）	電話番号:0197-23-5192	FAX 番号:0197-25-7073
住 所	岩手県奥州市水沢区字日高西71番地1	※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。
受付時間	9:00～17:00（信用金庫営業日）	
受付媒体	電話、手紙、面談、ファックス等	

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<http://www.mizusawashinkin.co.jp>) をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

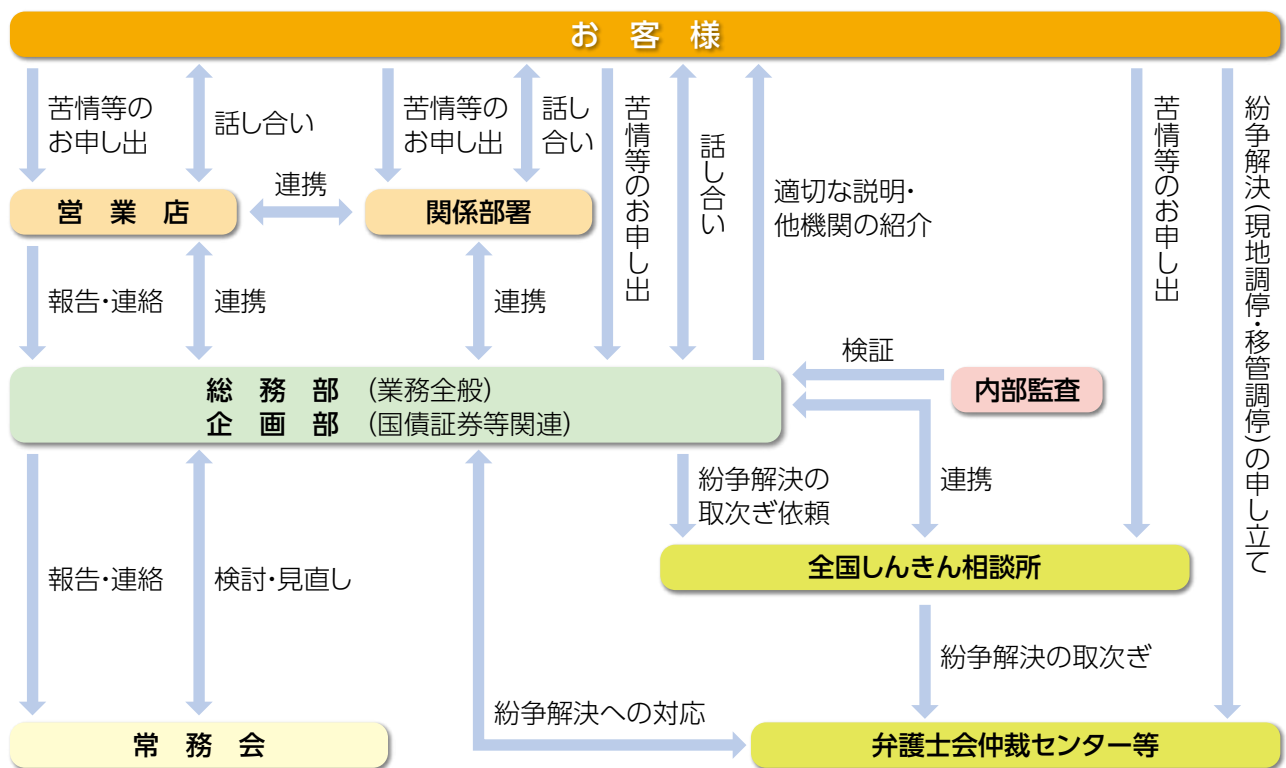
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をとおくとともに、総務部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



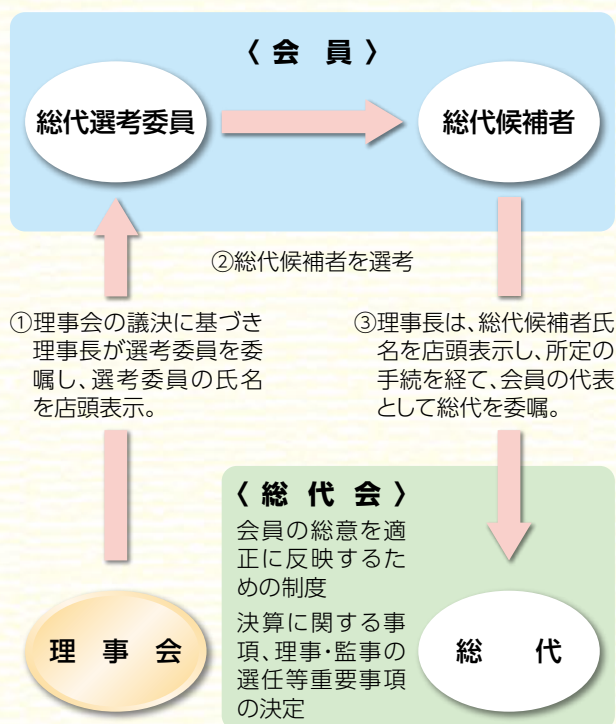
総代会等に関する事項

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫の会員数はたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数・定年

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は65人以内で、会員数に応じ選任区域ごとに定められております。
- 総代の定年は75歳です。平成24年3月31日現在の会員数は10,276人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代選考委員を選任する。
- ② その総代選考委員が総代候補者を選任する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

※ 「総代選考委員」選考基準

当金庫の会員で、地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者。

※ 「総代」選考基準

- ① 当金庫の会員であること
- ② 当金庫の理念をよく理解し、金庫との取引が良好であること。

次の事項に該当する者は、総代として選任しないこととする。

また、在任期間中に該当した場合は再任しないこととする。

- 子弟が金庫職員である者
- 総代として相応しくない状態にある者

3. 第63期通常総代会決議事項

通常総代会決議事項のお知らせ

平成24年6月15日 第63期通常総代会を開催、下記のとおり報告及び決議されました。

記

報告事項 第63期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 理事9名選任の件

第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件



第63期通常総代会

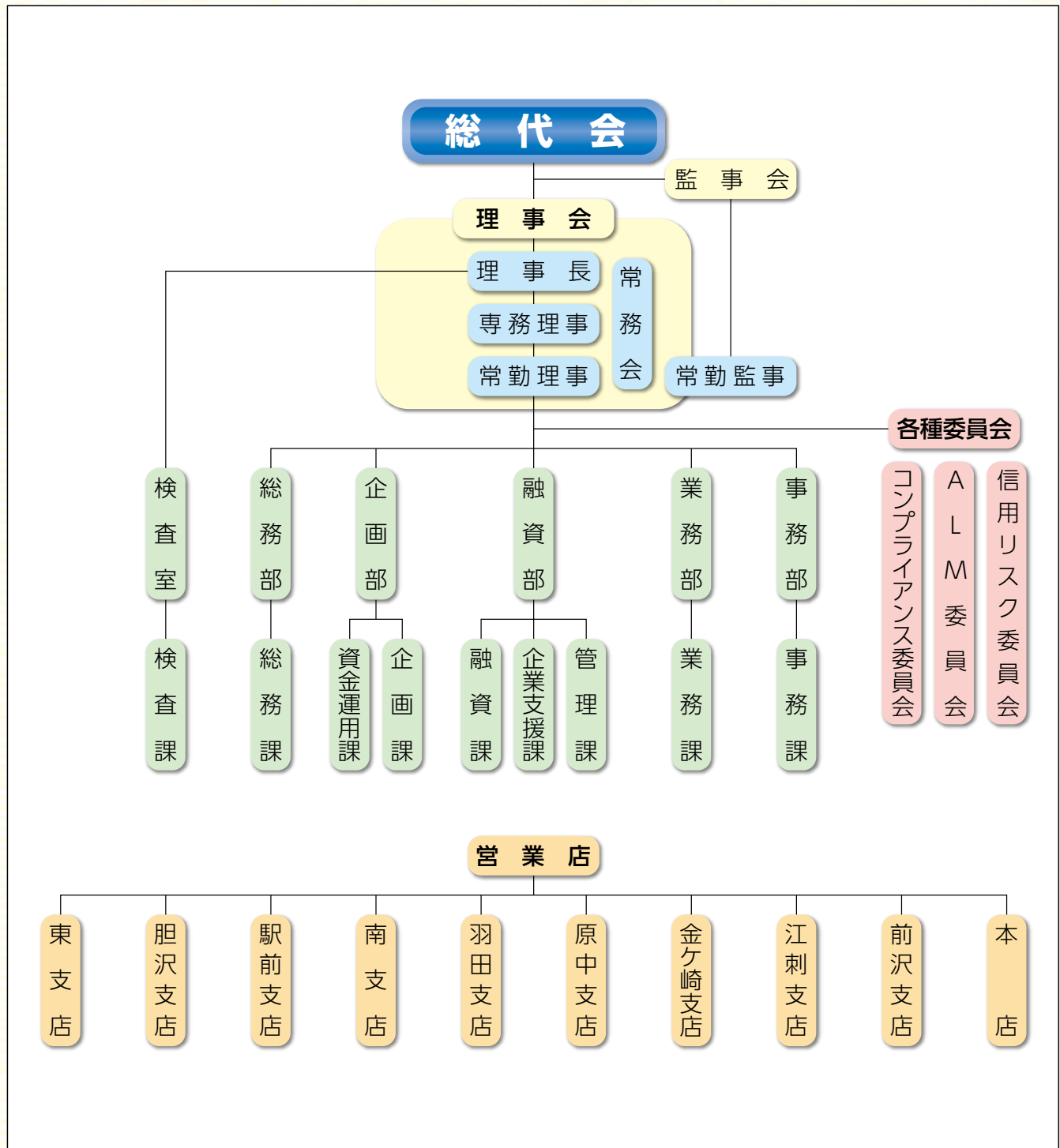
4. 総代の氏名等 (順不同・敬称略)

選任区域	定数	氏名
■第1区 8人 【水沢区】 不断町・川口町 勝手町・立町 柳町・川原小路 大手町・大町 佐倉河 他		高橋 正恭
		松好 隆成
		柳田 伸一郎
		菅原 正夫
		後藤 逸夫
		高橋 幸司
		鎌田 卓也
		佐々木 真一
■第2区 8人 【水沢区】 石田・日高小路 西町・吉小路 新小路・北下巾 大畑小路・上町 【胆沢区】 若柳・南都田		菊地 久志雄
		喜多 寛
		武田 成一
		千田 正義
		高橋 悦見
		渡辺 文好
		佐々木 利幸
■第3区 5人 【水沢区】 東上野町・横町 東町・寺小路 南町・中町 他		荒川 佳生
		鳥海 恭司
		佐々木 正雄
		蒔田 和典
■第4区 9人 【水沢区】 宮下・西上野町 中上野町・大鐘 天文台通・福原 真城西側地区 【胆沢区】 小山		芳沢 正義
		佐々木 永喜
		佐々木 隆男
		佐々木 孝
		及川 勲
		渡邊 晃三
		浅間 芳子
		五嶋 徳市
		遠藤 敬

選任区域	定数	氏名
■第5区 13人 【水沢区】 花園町・神明町 東大通り・台町 太日通り・泉町 中田町・朝日町 真城東側地区 黒石町・姉体町 羽田町 他		四谷 一男
		佐藤 好夫
		菅原 忠資
		佐藤 隆
		本庄 勝郎
		小野寺 信敏
		佐々木 美行
		小野寺 忠栄
		森岡 一晃
		及川 敬
		及川 和明
■第6区 7人 【前沢区】 【衣川区】 【平泉町】		和川 温洋
		千葉 亨
		工藤 武彦
		千田 伏二夫
		大倉 紘一郎
		高橋 久興
		岩淵 司
■第7区 9人 【江刺区】		菅原 勝郎
		吉田 利行
		海鋒 守
		伊藤 孝治
		菊地 寛
		小沢 信男
		穴戸 幸吉
		千田 稔
		佐藤 和也
■第8区 6人 【金ヶ崎町】 他		
		高橋 一見
		梅田 範雄
		菊地 正美
		小野寺 博
		板宮 一善
	小澤 真由美	

金庫の組織に関する事項

組織図 (平成24年6月30日現在)



役員 (平成24年6月30日現在)

理事長	及川 富美人
専務理事	佐々木 典明
常勤理事	菊地 隆
常勤理事	及川 和男
常勤理事	佐藤 彰彦
常勤理事	伊藤 寿

理事	佐々木 勲
理事	千葉 龍二郎
理事	佐藤 力男
常勤監事 (員外)	上木 恭司
監事	小野寺 宣文
監事	渡邊 康喜

当金庫の歩み

昭和

- 24. 1 市街地信用組合法に基づき
水沢信用組合創立
- 24. 7 水沢町大町 83 番地で業務を開始
及川兵治 初代組合長に就任
- 25. 4 中小企業等協同組合法に基づく
水沢信用組合に組織変更
- 26. 6 信用金庫法施行 (法律 238 号)
- 27. 4 水沢信用金庫 事業免許により組織変更
- 27. 5 小野甫善 初代理事長に就任
- 28. 11 位置変更 胆沢郡水沢町塩竈字大町26番地
(改築移転)
- 29. 8 水沢市中小企業融資斡旋条例に基づく融資
契約締結 (同年 4 月水沢市発足)
- 29. 11 地区拡張
水沢市全域に胆沢郡金ケ崎町を加える
- 30. 5 及川兵治 二代目理事長に就任
- 33. 12 内国為替業務開始
- 34. 3 全国信用金庫連合会代理業務開始
- 35. 2 地区拡張
胆沢郡一円とし内金ケ崎町六原を除く
- 35. 4 前沢出張所開設 (45.4 支店昇格)
- 35. 9 加賀順蔵 三代目理事長就任
- 37. 2 中小企業金融公庫代理業務開始
- 37. 9 佐々木泰治 四代目理事長就任
- 38. 7 地区拡張 江刺一円に拡張する
- 38. 8 本店新築移転 (創業地に移転)
- 39. 4 江刺支店開設
- 41. 6 千葉政胤 五代目理事長就任
- 41. 6 小規模共済事業団代理業務取扱開始
- 44. 9 金ケ崎支店開設
- 45. 6 地区拡張
一関市、北上市、陸前高田市、和賀郡江釣
子村、西磐井郡平泉町、東磐井郡大東町、
東山町、気仙郡住田町に拡張する
- 47. 3 国民金融公庫と代理業務取扱開始
- 48. 7 原中支店開設
- 49. 12 地区拡張 和賀郡和賀町を拡張する
- 50. 10 預金量 100 億円達成
- 51. 6 共同事務センターオンライン加入
- 51. 12 羽田支店開設
- 52. 2 石川文夫 六代目理事長就任
- 54. 10 江刺、金ケ崎両支店新装開店
- 57. 12 南支店開設
- 59. 4 駅前支店開設
- 60. 4 住宅金融公庫受託業務開始
- 60. 5 鈴木貞蔵 七代目理事長就任

- 61. 11 本店現在地に新築移転、大町支店開設
- 61. 12 日本銀行当座取引業務開始
- 62. 11 新田清二 八代目理事長就任
- 62. 12 日本銀行歳入代理店業務取扱開始

平成

- 2. 12 預金量 500 億円達成
- 4. 11 胆沢支店開設
- 6. 12 東支店開設
- 7. 12 金ケ崎支店新築移転
- 9. 2 ATMの祝祭日稼働サービス開始
- 9. 11 新田清二理事長「黄綬褒章」受章
- 9. 12 前沢支店新築移転
- 11. 10 郵貯カードと提携
- 11. 11 創立 50 周年記念祝賀会
- 12. 3 デビットカード取扱開始
- 12. 6 テレホンバンキングの運用開始
- 12. 12 しんきん ATM ゼロネットサービス
取扱開始
- 13. 3 スポーツ振興くじ (toto) の当せん金
払戻し業務開始
- 15. 9 個人向け国債の取扱開始
- 15. 10 駅前支店を新築移転 (大町支店統合)
- 16. 1 ホームページ開設
- 16. 2 インターネットバンキングサービス開始
- 16. 11 決済用普通預金の取扱開始
- 17. 6 及川富美人 九代目理事長就任
- 17. 10 生保個人年金保険の募集開始
- 18. 4 融資部に企業支援課新設
- 18. 11 すいしん会 20 周年記念事業
「星野仙一講演会」開催
- 19. 4 預金量 1,000 億円達成
- 19. 12 羽田支店新築移転
- 21. 4 企画部に資金運用課新設
- 21. 12 創立 60 周年記念事業
瞳ひろし「劇団夢の旅」特別公演開催
- 22. 11 及川富美人理事長「黄綬褒章」受章
- 23. 7 IC キャッシュカード取扱開始

平成23年度の事業の概況

■ 預 金

期末残高は、法人預金が増加した為、前年度末に比べ 5,635百万円増加し110,435百万円となりました。今後も皆様からのご信頼にお応えできるよう努めてまいります。

■ 貸出金

期末残高は、個人事業者を含む中小企業向け融資が減少し、前期末に比べ2,588百万円減少し55,003百万円となりました。

■ 収 益

経常収益は、資金需要の低迷により貸出金利息が減少したものの、国債等の積み上げによる有価証券利息配当金の増加などから、前期比14.5%増の2,744百万円となりました。

一方、経常費用は不良債権処理費用の増加などから同21.4%増の2,506百万円となりました。

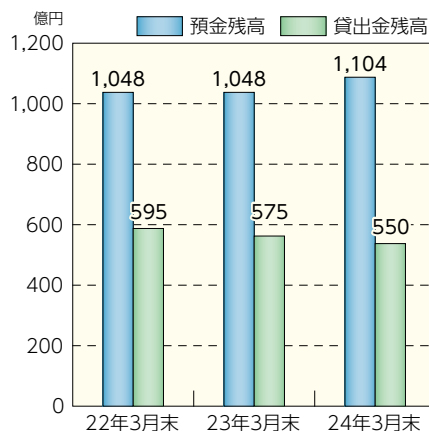
この結果、経常利益は同28.3%減の237百万円、当期純利益は同21.5%減の269百万円となりました。

■ 自己資本比率

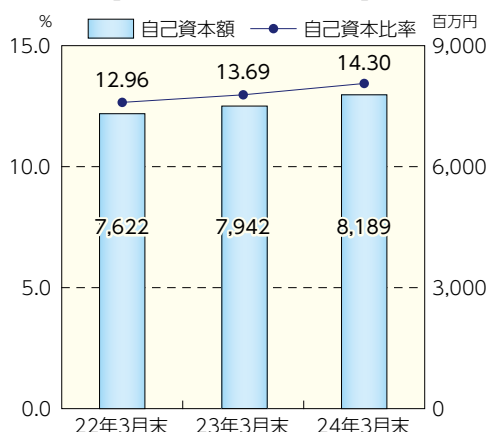
自己資本比率とは、出資金や利益準備金、諸積立金などの内部留保に当たる額（自己資本）の、貸倒れ等損失の発生する可能性のある資産の総額（リスク・アセット）等の合計に対する比率をいい、金融機関の経営の健全性・安全性を見るうえで重要な指標となっています。

当金庫の平成24年3月末の自己資本比率は、内部留保の積み上げによる自己資本の増加などから、前期末と比べ0.61ポイント上昇し【14.30%】となり、健全性の基準とされる4%を大きく上回っています。

【期末残高の推移】



【自己資本比率の推移】



直近5年間の主要な経営指標の推移

項目	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	百万円	2,560	2,608	2,665	2,395	2,744
経常利益 (又は経常損失(△))	〃	△2,160	268	311	332	237
当期純利益 (又は当期純損失(△))	〃	△1,554	134	271	343	269
出資総額	〃	440	440	440	439	439
出資総口数	千口	880	880	880	878	877
純資産額	百万円	6,584	5,442	6,665	7,411	7,774
総資産額	〃	109,026	108,681	112,625	113,226	120,498
預金積金残高	〃	101,238	102,210	104,888	104,800	110,435
貸出金残高	〃	55,720	58,276	59,569	57,591	55,003
有価証券残高	〃	27,882	26,389	27,070	32,283	38,148
自己資本比率	%	11.75	12.45	12.96	13.69	14.30
出資に対する配当金	百万円	17	17	17	17	17
職員数	人	130	134	137	139	142

貸借対照表

資産の部

(単位:百万円)

	第62期	第63期
	平成23年3月末	平成24年3月末
現金	1,874	1,475
預け金	23,484	27,050
買入金銭債権	—	1,000
金銭の信託	200	200
有価証券	32,283	38,148
国債	4,130	11,931
地方債	2,802	1,418
社債	21,495	20,785
株式	461	359
その他の証券	3,394	3,653
貸出金	57,591	55,003
割引手形	297	253
手形貸付	10,556	8,752
証書貸付	45,095	44,573
当座貸越	1,641	1,423
その他資産	705	662
未決済為替貸	12	18
信金中金出資金	354	354
未収収益	314	261
その他の資産	23	27
有形固定資産	887	866
建物	313	281
土地	526	526
その他の有形固定資産	47	58
無形固定資産	25	19
ソフトウェア	22	16
その他の無形固定資産	2	2
繰延税金資産	484	568
債務保証見返	437	169
貸倒引当金	△ 4,749	△ 4,665
うち個別貸倒引当金	△ 4,148	△ 4,105
資産の部合計	113,226	120,498

負債及び純資産の部

(単位:百万円)

	第62期	第63期
	平成23年3月末	平成24年3月末
預金積金	104,800	110,435
当座預金	283	325
普通預金	23,260	27,872
貯蓄預金	142	133
通知預金	15	2
定期預金	75,069	76,670
定期積金	5,638	5,062
その他の預金	390	368
借入金	—	1,400
借入金	—	1,400
その他負債	372	444
未決済為替借	16	25
未払費用	245	240
給付補填備金	13	10
未払法人税等	0	83
前受収益	78	52
その他の負債	17	30
賞与引当金	—	43
退職給付引当金	68	85
役員退職慰労引当金	122	130
偶発損失引当金	11	11
睡眠預金払戻損失引当金	2	3
債務保証	437	169
負債の部合計	105,814	112,723
出資金	439	439
普通出資金	439	439
利益剰余金	7,158	7,409
利益準備金	440	439
その他利益剰余金	6,717	6,970
特別積立金	6,279	6,479
当期末処分剰余金	437	490
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	7,597	7,848
その他有価証券評価差額金	△ 185	△ 74
評価・換算差額等合計	△ 185	△ 74
純資産の部合計	7,411	7,774
負債及び純資産の部合計	113,226	120,498

貸借対照表の注記

- 注 1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 注 2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 注 3) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記2と同じ方法により行っております。
- 注 4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～40年
その他 3年～15年
- 注 5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 注 6) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査室が資産査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 注 7) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 注 8) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）
- | | |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,358,815百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,630,641百万円 |
| 差引額 | △271,826百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成23年3月分）
0.1067%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円及び繰越不足金15,887百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金21百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 注 9) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 注 10) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 注 11) 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 注 12) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 注 13) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額63百万円
- 注 14) 有形固定資産の減価償却累計額1,405百万円
- 注 15) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コピー機については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 注 16) 貸出金のうち、破綻先債権額は2,871百万円、延滞債権額は5,002百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 注 17) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 注 18) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は166百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 注 19) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,041百万円あります。なお、注16から注18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

注20) 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は253百万円であります。

注21) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 99百万円

預け金 2,500百万円

担保資産に対応する債務

預金 53百万円

借入金 1,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金4,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は0百万円及び敷金は2百万円であります。

注22) 出資1口当たりの純資産額8,855円22銭

注23) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。金利スワップ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による信用リスク委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、検査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、資産・負債総合管理(以下「ALM」)によって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行われております。このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

企画部で保有している事業推進目的の株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は企画部を通じ、ALM委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及びその他の金利・期間を有する資産・負債であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、全期間の金利が一律に1%上昇したときの金利変動幅(100BPV方式)を使用して算定して金利リスク量を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産のうち「有価証券」については個別銘柄毎、「預け金」「貸出金」「預金積金」については、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、その残高毎に現在価値に換算した資金ポジションを算出し、金利変動後の現在価値(金利リスク量)を算定しております。また、当金庫では要求払預金については明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の時価は2,297百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

注24) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

項目		基準月末残高 (貸借対照表計上額)	時価評価額(時価)	評価差額(差額)
資 産	現 金	1,475	1,475	—
	預 け 金	27,050	27,714	664
	貸 出 金 (※1)	55,003	—	—
	貸 倒 引 当 金 (※2)	△4,105	—	—
		50,898	50,420	△477
	有 価 証 券	38,142	38,121	△20
	売 買 目 的	—	—	—
	満 期 保 有 目 的	5,897	5,877	△20
	そ の 他 有 価 証 券	32,244	32,244	—
合 計		117,566	117,732	166
負 債	預 金 積 金	110,435	110,746	310
	借 用 金	1,400	1,401	1
	合 計	111,835	112,147	311

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については注25から注29に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(90日以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期(90日以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (※)	6
合 計	6

※非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金	9,126	9,486	2,466	1,000
貸 出 金	11,846	14,669	11,314	9,555
有 価 証 券	3,857	7,338	16,632	9,721
満期保有目的	999	100	3,798	999
その他有価証券	2,857	7,238	12,834	8,721
合 計	24,829	31,493	30,413	20,276

※貸出金のうち破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金	94,772	15,576	53	32
借 用 金	1,400	—	—	—
合 計	96,172	15,576	53	32

※預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

注25) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、注29まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	2,198	2,213	14
	そ の 他	—	—	—
	小 計	2,198	2,213	14
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	500	493	△6
	社 債	2,699	2,688	△10
	そ の 他	500	481	△18
	小 計	3,699	3,664	△34
合 計		5,897	5,877	△20

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	126	118	8
	債 券	21,908	21,610	298
	国 債	8,518	8,500	17
	地 方 債	619	599	19
	社 債	12,770	12,509	260
	そ の 他	696	686	10
	小 計	22,731	22,415	316
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	226	351	△124
	債 券	6,828	6,912	△83
	国 債	3,412	3,419	△6
	地 方 債	298	300	△1
	社 債	3,117	3,192	△75
	そ の 他	2,457	2,639	△182
	小 計	9,512	9,903	△390
合 計		32,244	32,318	△74

注26) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

注27) 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	163	1	78
債 券	27,665	441	0
国 債	22,660	295	—
地 方 債	3,698	96	—
社 債	1,307	49	0
そ の 他	—	—	—
合 計	27,828	443	78

注28) 保有目的を変更した有価証券はありません。

注29) 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、179百万円(うち、債券164百万円、株式14百万円)であります。

なお、有価証券の減損にあたって、時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は著しい下落とみなし減損処理を行っております。

注30) 満期保有目的の金銭の信託 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満 期 保 有 目 的 の 金 銭 の 信 託	200	199	0	—	0

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

注31) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,715百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,185百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

注32) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	620百万円
減価償却超過額	46
その他の引当金	85
その他有価証券評価差額	22
その他	55
繰延税金資産小計	829
評価性引当額	△261
繰延税金資産合計	568

繰延税金負債

繰延税金負債合計	—百万円
----------	------

繰延税金資産の純額 568百万円

注33) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.7%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産は41百万円減少し、法人税等調整額は41百万円減少しております。

注34) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

損益計算書

(単位:千円)

	第62期		第63期	
	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	▼ 平成23年3月31日	▼ 平成24年3月31日	▼ 平成23年3月31日	▼ 平成24年3月31日
経常収益	2,395,305	2,744,262		
資金運用収益	2,105,967	2,130,148		
貸出金利息	1,400,307	1,340,356		
預け金利息	170,816	173,580		
有価証券利息配当金	527,113	605,128		
その他の受入利息	7,730	11,083		
役務取引等収益	168,987	159,703		
受入為替手数料	104,353	102,795		
その他の役務収益	64,633	56,908		
その他業務収益	113,244	446,014		
国債等債券売却益	108,450	441,603		
国債等債券償還益	2,150	246		
その他の業務収益	2,644	4,165		
その他経常収益	7,106	8,395		
償却債権取立益	—	1,022		
株式等売却益	286	1,562		
金銭の信託運用益	979	1,877		
その他の経常収益	5,840	3,934		
経常費用	2,063,258	2,506,488		
資金調達費用	206,650	152,280		
預金利息	198,441	144,050		
給付補填備金繰入額	8,209	7,271		
借用金利息	—	958		
役務取引等費用	91,403	90,404		
支払為替手数料	32,556	32,340		
その他の役務費用	58,846	58,063		
その他業務費用	178,358	164,578		
国債等債券売却損	1,163	—		
国債等債券償還損	176,778	—		
国債等債券償却	—	164,524		
その他の業務費用	416	54		
経費	1,464,801	1,496,357		
人件費	951,097	978,381		
物件費	490,289	495,191		
税金	23,414	22,784		
その他経常費用	122,043	602,866		
貸倒引当金繰入額	—	470,057		
貸出金償却	—	15,685		
株式等売却損	—	78,528		
株式等償却	118,240	14,915		
その他資産償却	175	127		
その他の経常費用	3,627	23,551		
経常利益	332,047	237,773		

(単位:千円)

	第62期		第63期	
	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	▼ 平成23年3月31日	▼ 平成24年3月31日	▼ 平成23年3月31日	▼ 平成24年3月31日
特別利益	273,777	15		
貸倒引当金戻入益	272,754	—		
償却債権取立益	1,022	—		
その他の特別利益	—	15		
特別損失	4,847	1,857		
固定資産処分損	4,847	828		
その他の特別損失	—	1,029		
税引前当期純利益	600,976	235,931		
法人税、住民税及び事業税	1,781	92,020		
過年度法人税還付税額	—	△42,418		
法人税等調整額	255,940	△83,089		
法人税等合計	257,722	△33,487		
当期純利益	343,254	269,418		
繰越金(当期首残高)	94,591	221,187		
当期末処分剰余金	437,845	490,606		

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 2. 出資1口当たり当期純利益金額 306円45銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	第62期		第63期	
	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	▼ 平成23年3月31日	▼ 平成24年3月31日	▼ 平成23年3月31日	▼ 平成24年3月31日
当期末処分剰余金	437,845	490,606		
利益準備金限度超過取崩額	924	477		
剰余金処分量	217,581	217,558		
出資に対する配当金	17,581	17,558		
普通出資に対する配当金(年4%)	(17,581)	(17,558)		
特別積立金	200,000	200,000		
繰越金(当期末残高)	221,187	273,524		

会計監査

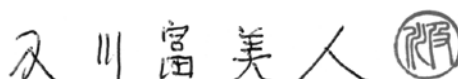
当金庫の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

平成23年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成24年6月18日

水沢信用金庫

理事長



役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 算定基準 c. 支払手段及び時期

(2) 平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	95

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」71百万円、「賞与」14百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(注) 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注) 2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) 3. 平成23年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度
資金運用収支	1,899,316	1,978,127
資金運用収益	2,105,967	2,130,148
資金調達費用	206,650	152,020
役務取引等収支	77,583	69,298
役務取引等収益	168,987	159,703
役務取引等費用	91,403	90,404
その他業務収支	△65,113	281,435
その他業務収益	113,244	446,014
その他業務費用	178,358	164,578
業務粗利益	1,911,786	2,328,861
業務粗利益率	1.63%	1.91%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成22年度199千円、平成23年度260千円)を控除して表示しております。

(注) 2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(百万円)		利回り(%)	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
資金運用勘定	116,676	121,449	2,105	2,130	1.80	1.75
うち貸出金	58,532	56,535	1,400	1,340	2.39	2.37
うち預け金	25,630	26,679	170	173	0.66	0.65
うち有価証券	32,159	37,535	527	605	1.63	1.61
資金調達勘定	107,055	111,619	206	152	0.19	0.13
うち預金積金	107,055	110,862	206	151	0.19	0.13
うち借入金	—	956	—	0	—	0.10

(注) 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(平成22年度105百万円、平成23年度200百万円)及び利息(平成22年度199千円、平成23年度260千円)をそれぞれ控除して表示しております。

利鞘

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
資金運用利回	1.80	1.75
資金調達原価率	1.54	1.45
総資金利鞘	0.26	0.30

受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	45	△156	△111	45	△20	24
うち貸出金	6	△118	△112	△48	△11	△59
うち預け金	0	△56	△55	4	△1	2
うち有価証券	38	18	57	84	△6	78
支払利息	5	△94	△88	7	△62	△54
うち預金積金	5	△94	△88	7	△62	△55
うち借入金	—	—	—	0	—	0

※残高及び利率の増減要因に重なる部分は、両者の増減割合に応じて按分しております。

利益率

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	0.29	0.19
総資産当期純利益率	0.52	0.22

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

預金積金平均残高

(単位:百万円、%)

	平成22年度		平成23年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	24,500	22.8	28,134	25.3
定期性預金	82,257	76.8	82,428	74.3
うち固定金利定期預金	(76,377)	(71.3)	(76,608)	(69.1)
うち変動金利定期預金	(132)	(0.1)	(128)	(0.1)
その他	297	0.2	299	0.2
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	107,055	100.0	110,862	100.0

流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金の種類別残高

(単位:百万円、%)

	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利定期	74,937	99.8	76,547	99.8
変動金利定期	131	0.1	122	0.1
合計	75,069	100.0	76,670	100.0

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

	平成22年度		平成23年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	356	0.6	275	0.4
手形貸付	11,309	19.3	10,003	17.6
証書貸付	45,202	77.2	44,678	79.0
当座貸越	1,663	2.8	1,577	2.7
合 計	58,532	100.0	56,535	100.0

貸出金金利区別残高

(単位:百万円、%)

	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利貸出金	34,990	60.7	33,356	60.6
変動金利貸出金	22,601	39.2	21,647	39.3
合 計	57,591	100.0	55,003	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	20,619	35.8	19,582	35.6
運転資金	36,972	64.1	35,421	64.3
合 計	57,591	100.0	55,003	100.0

個人向けローン残高

(単位:百万円、%)

	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比	残高	構成比
住宅ローン	6,586	74.0	6,170	73.7
その他個人向けローン	2,304	25.9	2,201	26.2
合 計	8,890	100.0	8,372	100.0

貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

業種区分	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	3,389	5.8	2,938	5.3
農業、林業	31	0.0	29	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	509	0.8	431	0.7
建設業	7,526	13.0	7,313	13.2
電気・ガス・熱供給・水道業	48	0.0	42	0.0
情報通信業	152	0.2	157	0.2
運輸業、郵便業	1,813	3.1	1,651	3.0
卸売業、小売業	5,636	9.7	4,838	8.7
金融・保険業	856	1.4	1,124	2.0
不動産業	4,484	7.7	4,788	8.7
物品賃貸業	3,098	5.3	2,781	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	120	0.2	101	0.1
宿泊業	4,032	7.0	4,166	7.5
飲食業	468	0.8	450	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	4,092	7.1	3,501	6.3
教育、学習支援業	264	0.4	254	0.4
医療・福祉	1,642	2.8	1,664	3.0
その他のサービス	1,313	2.2	1,283	2.3
小 計	39,483	68.5	37,520	68.2
地方公共団体	5,783	10.0	5,900	10.7
個人	12,324	21.3	11,583	21.0
合 計	57,591	100.0	55,003	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円、%)

	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	3,024	5.2	2,808	5.1
有価証券	36	0.0	—	—
不動産	15,859	27.5	14,905	27.0
その他	484	0.8	493	0.8
計	19,404	33.6	18,206	33.1
信用保証協会・信用保険	9,021	15.6	9,084	16.5
保証	3,689	6.4	3,596	6.5
信用	25,476	44.2	24,116	43.8
合計	57,591	100.0	55,003	100.0

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円、%)

	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	3	0.6	—	—
不動産	247	56.5	4,500	2.6
計	251	57.4	4,500	2.6
信用保証協会・信用保険	25	5.7	25,399	14.9
保証	160	36.6	139,833	82.3
合計	437	100.0	169,732	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期首残高	860	4,490	5,350	601	4,148	4,749
当期増加額	601	294	895	559	731	1,291
当期減少額	目的使用	—	327	—	573	573
	その他	860	308	1,168	601	201
期末残高	601	4,148	4,749	559	4,105	4,665

貸倒金償却額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
貸出金償却額	327	15

預貸率

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
期末預貸率	54.95	49.80
期中平均預貸率	54.67	50.99

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高 該当ありません

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成 22 年度	国 債	32	239	119	105	2,103	1,528	—	4,130
	地 方 債	100	—	—	—	2,701	—	—	2,802
	社 債	5,457	4,783	2,162	928	6,284	1,575	303	21,495
	株 式	—	—	—	—	—	—	461	461
	外 国 証 券	200	202	203	100	389	582	199	1,878
	そ の 他	—	802	462	106	—	—	145	1,515
平成 23 年度	国 債	—	—	—	—	6,037	5,893	—	11,931
	地 方 債	—	—	—	—	619	798	—	1,418
	社 債	3,139	2,031	3,191	1,113	8,638	2,232	439	20,785
	株 式	—	—	—	—	—	—	359	359
	外 国 証 券	400	597	394	—	392	393	—	2,178
	そ の 他	291	863	177	—	—	—	143	1,474

有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	4,130	3,622	11,931	8,769
地 方 債	2,802	2,176	1,418	3,081
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	21,495	20,879	20,785	21,393
株 式	461	759	359	553
外 国 証 券	1,878	2,406	2,178	2,093
そ の 他 証 券	1,515	2,314	1,474	1,643
合 計	32,283	32,159	38,148	37,535

※売買目的及び子会社・関連会社の有価証券は該当ありません。

預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
期 末 預 証 率	30.80	34.54
期 中 平 均 預 証 率	30.03	33.85

(注)

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

有価証券の時価情報

売買目的有価証券 該当ありません

満期保有目的の債券の時価のあるもの (単位:百万円)

平成22年度	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,400	3,420	20
	その他	300	300	0
	小計	3,700	3,721	21
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,699	2,677	△21
	その他	400	340	△59
	小計	3,099	3,017	△81
合計	6,799	6,739	△60	

- ※1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含んでおりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価のあるもの 該当ありません

その他有価証券の時価のあるもの (単位:百万円)

平成22年度	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11	9	1
	債券	16,327	16,050	277
	国債	2,778	2,715	63
	地方債	1,822	1,799	23
	社債	11,726	11,535	190
	その他	994	985	9
	小計	17,333	17,045	288
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	443	626
債券		6,000	6,144	△143
国債		1,351	1,357	△6
地方債		980	999	△19
社債		3,669	3,787	△117
その他		1,699	1,847	△147
小計		8,143	8,617	△473
合計	25,477	25,663	△185	

- ※1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含んでおりません。

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

非 上 場 株 式	平成22年度	平成23年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
	6	6

金銭の信託の時価情報

満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成22年度	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	200	199	0	—	0
平成23年度	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	200	199	0	—	0

運用目的の金銭の信託 該当ありません

その他の金銭の信託 該当ありません

自己資本充実の状況等

自己資本に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目 (Tier1) と補完的項目 (Tier2) で構成されています。平成23年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
(自己資本)		
出資金	439	439
利益準備金	439	439
特別積立金	6,479	6,679
繰越金 (当期末残高)	221	273
処分未済持分	△0	△0
その他有価証券の評価差損	—	—
基本的項目 (A)	7,579	7,831
一般貸倒引当金	601	559
補完的項目不算入額	△238	△202
補完的項目 (B)	362	357
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	7,942	8,189
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,090	1,340
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	800	1,050
控除項目不算入額	△1,090	△1,340
控除項目計 (D)	—	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	7,942	8,189
(リスク・アセット等)		
資産 (オン・バランス項目)	53,704	53,139
オフ・バランス取引項目	402	153
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,901	3,938
リスク・アセット等計 (F)	58,008	57,232
単体Tier 1比率 (A / F)	13.06%	13.68%
単体自己資本比率 (E / F)	13.69%	14.30%

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・ 所要自己資本の額合計	54,106	2,164	53,293	2,131
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとの エクスポージャー	54,106	2,164	53,193	2,127
(i) ソブリン向け	145	5	304	12
(ii) 金融機関向け	12,360	494	14,733	589
(iii) 法人等向け	25,160	1,006	22,601	904
(iv) 中小企業等・個人向け	5,240	209	5,140	205
(v) 抵当権付住宅ローン	712	28	648	25
(vi) 不動産取得等事業向け	3,725	149	3,257	130
(vii) 三月以上延滞等	1,098	43	1,449	57
(viii) その他	5,664	226	5,058	202
②証券化エクスポージャー	—	—	100	4
ロ. オペレーショナル・リスク	3,901	156	3,938	157
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	58,008	2,320	57,232	2,289

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

(注) 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

(注) 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

(注) 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注) 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(注) 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- 格付投資情報センター (R&I)
- 日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- ムーディーズ (Moody's)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	平成22年度					業種区分 期間区分	平成23年度				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー		信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
製造業	6,657	3,413	3,041	—	520	製造業	5,240	2,948	2,164	—	242
農業、林業	43	43	—	—	—	農業、林業	59	59	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	517	511	—	—	371	鉱業、採石業、砂利採取業	431	431	—	—	296
建設業	9,672	7,645	2,027	—	2,166	建設業	9,496	7,383	2,112	—	2,132
電気・ガス・熱供給・水道業	360	48	294	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	740	42	697	—	—
情報通信業	370	152	200	—	—	情報通信業	175	158	—	—	—
運輸業、郵便業	2,847	1,835	992	—	16	運輸業、郵便業	2,793	1,673	1,099	—	8
卸売業、小売業	6,419	5,713	700	—	342	卸売業、小売業	5,701	4,904	795	—	112
金融・保険業	38,815	860	13,528	—	—	金融・保険業	43,524	1,128	13,427	—	—
不動産業	6,606	4,611	1,994	—	212	不動産業	6,902	4,905	1,997	—	220
物品賃貸業	3,099	3,099	—	—	—	物品賃貸業	2,781	2,781	—	—	—
学術研究・開発・ソフトウェア	121	121	—	—	77	学術研究・開発・ソフトウェア	101	101	—	—	64
宿泊業	4,278	4,278	—	—	281	宿泊業	4,169	4,169	—	—	664
飲食業	524	524	—	—	175	飲食業	503	503	—	—	174
生活関連サービス業、娯楽業	4,171	4,171	—	—	470	生活関連サービス業、娯楽業	3,568	3,568	—	—	469
教育、学習支援業	264	264	—	—	—	教育、学習支援業	254	254	—	—	—
医療、福祉	1,689	1,689	—	—	32	医療、福祉	1,710	1,710	—	—	32
その他サービス	1,624	1,522	100	—	—	その他サービス	1,620	1,518	99	—	—
国・地方公共団体等	13,295	5,786	6,845	—	—	国・地方公共団体等	19,876	5,903	13,311	—	—
個人	11,804	11,804	—	—	353	個人	11,104	11,104	—	—	689
その他	5,098	—	296	—	—	その他	4,109	—	300	—	—
業種別合計	118,284	58,098	30,021	—	5,020	業種別合計	124,865	55,250	36,006	—	5,107
1年以下	44,592	31,038	5,781	—	—	1年以下	25,200	11,752	3,528	—	—
1年超3年以下	22,514	5,750	5,163	—	—	1年超3年以下	13,766	3,142	2,599	—	—
3年超5年以下	7,012	3,714	2,434	—	—	3年超5年以下	7,581	3,806	3,559	—	—
5年超7年以下	3,709	2,494	1,109	—	—	5年超7年以下	6,314	5,224	1,090	—	—
7年超10年以下	14,804	2,894	11,378	—	—	7年超10年以下	29,152	8,665	15,521	—	—
10年超	8,125	4,470	3,655	—	—	10年超	32,879	22,109	9,270	—	—
期間の定めのないもの	17,520	7,733	499	—	—	期間の定めのないもの	9,965	547	435	—	—
残存期間別合計	118,284	58,098	30,021	—	—	残存期間別合計	124,865	55,250	36,006	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

(注) 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー及び「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注) 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

(注) 4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 5. 信用リスクエクスポージャー期末残高は、内訳の区分と必ずしも一致しない。

(注) 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期首残高	860	4,490	5,350	601	4,148	4,749
当期増加額	601	294	895	559	731	1,291
当期減少額	目的使用	327	327	—	573	573
	その他	860	308	1,168	601	201
期末残高	601	4,148	4,749	559	4,105	4,665

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
製造業	382	380	13	47	—	235	15	24	380	167	—	18
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	295	354	64	—	—	—	5	38	354	316	—	—
建設業	1,900	1,832	15	56	59	82	23	7	1,832	1,799	59	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	32	20	4	—	2	7	14	1	20	10	2	—
卸売業、小売業	764	499	120	81	253	205	130	54	499	321	253	0
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	132	127	9	30	12	—	2	1	127	156	12	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門技術サービス業	56	52	1	0	—	—	5	12	52	40	—	—
宿泊業	172	207	38	393	—	—	3	7	207	593	—	—
飲食業	140	110	2	1	—	0	32	8	110	104	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	277	287	13	73	—	—	2	1	287	359	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	16	14	—	0	—	—	1	0	14	15	—	—
その他のサービス	18	9	—	7	—	—	9	3	9	13	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	300	251	11	37	—	41	61	39	251	207	—	0
合計	4,490	4,148	294	731	327	573	308	201	4,148	4,105	327	15

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注) 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	15,321	—	22,080
10%	897	8,691	1,997	7,810
20%	3,763	28,085	3,480	30,097
35%	—	2,054	—	1,873
50%	3,772	831	6,605	4,163
75%	1,012	7,658	—	7,280
100%	9,080	32,038	9,110	29,680
150%	69	273	134	550
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	113,550		124,865	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

(注) 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	平成22年度			平成23年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,736	1,498	—	2,498	1,552	—
①ソブリン向け	—	159	—	—	71	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	1,606	324	—	1,562	322	—
④中小企業等・個人向け	1,097	1,012	—	904	1,157	—
⑤抵当権付住宅ローン	1	—	—	1	—	—
⑥不動産取得等事業向け	31	—	—	27	—	—
⑦三月以上延滞等	0	1	—	3	0	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡易手法を用いています。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には、証券の裏づけとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したもので、オリジネーターに当たるものではありません。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会、ALM 委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は「余裕資金運用基準」等に基づき適正な運用・管理を行っています。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 格付投資情報センター (R&I)
- 日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- ムーディーズ (Moody's)

投資家の場合

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

A. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） (単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	200	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

B. 再証券化エクスポージャー

該当ありません

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

A. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
20%	—	—	—	—
50%	—	200	—	4
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

B. 再証券化エクスポージャー

該当ありません

ハ. 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的に理事会・常務会・ALM 委員会へ報告しています。

また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	538	538	439	439
非上場株式等	1,192	—	1,160	—
合 計	1,730	538	1,599	439

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

(注) 2. 上場株式等には裏付資産が出資等エクスポージャーに該当する投資信託を含めています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度
売 却 益	5	1
売 却 損	1	78
償 却	118	14

■ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク (BPV) の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響など、ALM 管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM 委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

●金利感応資産・負債

銀行勘定における金利リスクは、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債について、金利変動により発生するリスク量をみるものです。

●金利変動幅

過去5年間の金利変動データに基づく統計処理 (99%タイル値) によって求められる金利変動幅 (金利ショック幅) を使用して金利リスク量を算定しています。

(3) 銀行勘定の金利リスク

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成22年度	平成23年度		平成22年度	平成23年度
貸 出 金	1,162	435	定 期 性 預 金	733	336
有 価 証 券 等	1,152	370	要 求 払 預 金	258	112
預 け 金	390	201	そ の 他	—	4
コ ー ル ロ ー ン 等	—	—	調 達 勘 定 合 計	991	452
そ の 他	—	6			
運 用 勘 定 合 計	2,704	1,012			
銀行勘定の金利リスク	1,713	560			

(注) 1. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて (平均2.5年) リスク量を算定しています。

(注) 2. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク (560百万円) = 運用勘定の金利リスク量 (1,012百万円) - 調達勘定の金利リスク量 (452百万円)

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

リスクの計測につきましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

用語解説

【自己資本関係】

用語	解説
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券といいます。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指します。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅡにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
不動産取得等事業者	（代表的な解釈としては）不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスクその他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）。
Tier1（基本的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金などから構成されます。
Tier2（補完的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金・土地再評価差額金の45%相当額・負債性資本調達手段などから構成されます。
Tier1比率	基本的項目の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

【信用リスク関係】

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものです。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

A L M	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
適 格 格 付 機 関	バーゼルⅡにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

【市場リスク関係】（※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの）

用 語	解 説
市 場 リ ス ク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。
派 生 商 品 取 引	(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産です。

【金利リスク関係】

用 語	解 説
コ ア 預 金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として金融機関が独自に定めます。
金 利 シ ョ ッ ク	金利の変化（衝撃）のことで、上下200ベース・ポイントの平行移動や1パーセントポイント値と99パーセントポイント値といった算出方法があります。
パーセントポイント値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセントポイント値は99パーセント目の値です。
金 利 リ ス ク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本（Tier1とTier2の合計額）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行います。
B P V	Basis Point Value（ベース・ポイント・バリュー）。金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表します。
ス ト レ ス テ ス ト	例外的だが蓋然性のある事象（9.11テロ、ブラックマンデー等）が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。

不良債権の状況

信用金庫法によるリスク管理債権

平成24年3月末リスク管理債権のうち破綻債権、延滞債権（合計7,874百万円）については不動産等確実な担保や公的保証機関等の保証によって3,163百万円がカバーされており、不足分4,710百万円についても個別貸倒引当金勘定で87.14%引当済みであります。

3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権（合計166百万円）につきましても、不動産等担保、公的保証機関等でカバーされているほか、今後の予想損失額を貸倒引当金として引当済みであります。

	平成23年3月末	平成24年3月末
リスク管理債権合計	7,703百万円	8,041百万円
総貸出金に占める割合	13.37%	14.61%

破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

破綻先債権額	3,670百万円	2,871百万円
延滞債権額	3,834	5,002
合計	7,504	7,874
担保・保証額	2,942	3,163
回収に懸念がある債権額	4,562	4,710
個別貸倒引当金	4,148	4,105
同引当率	90.93%	87.14%

3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

3カ月以上延滞債権額	—百万円	—百万円
貸出条件緩和債権額	199	166
合計	199	166
担保・保証額	45	17
回収に管理を要する債権額	153	149
貸倒引当金	65	28
同引当率	42.95%	18.85%

■「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者。
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者。
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者。
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者。
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者。

■「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金。
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金。

■「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。

■「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

■なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

■「個別貸倒引当金」は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額・延滞債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。

■「貸倒引当金」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額・貸出条件緩和債権額に対して引当てた額を記載しております。

■ 金融再生法による開示債権額

金融再生法により、自己査定結果に基づく資産内容の開示が義務付けられたもので、当金庫における開示対象債権は、貸出金、債務保証見返、未収利息、仮払金となっています。

	平成23年3月末	平成24年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,119百万円	5,250百万円
危険債権	2,394	2,632
要管理債権	199	166
正常債権	50,355	47,170
合計額	58,067	55,220
不良債権比率	13.28%	14.57%

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

■ 金融再生法開示債権保全状況

	平成23年3月末	平成24年3月末
金融再生法上の不良債権	7,712百万円	8,049百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,119	5,250
危険債権	2,394	2,632
要管理債権	199	166
保全額	7,211	7,323
貸倒引当金	4,214	4,133
担保・保証等	2,996	3,189
保全率	93.50%	90.97%
担保・保証等控除後債権に対する引当率	89.36%	85.05%

※貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

<p>1. 金庫の概況及び組織に関する事項</p> <p>(1) 事業の組織 ----- 27</p> <p>(2) 理事・監事の氏名及び役職名 ----- 27</p> <p>(3) 事務所の名称及び所在地 ----- 10</p> <p>2. 金庫の主要な事業の内容 ----- 9</p> <p>3. 金庫の主要な事業に関する事項</p> <p>(1) 直近の事業年度における事業の概況 ----- 29</p> <p>(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を表す指標 ----- 29</p> <p>① 経常収益 ② 経常利益又は経常損失</p> <p>③ 当期純利益又は当期純損失</p> <p>④ 出資総額 ⑤ 出資総口数 ⑥ 純資産額</p> <p>⑦ 総資産額 ⑧ 預金積金残高 ⑨ 貸出金残高</p> <p>⑩ 有価証券残高 ⑪ 単体自己資本比率</p> <p>⑫ 出資に対する配当金 ⑬ 職員数</p> <p>(3) 直近の2事業年度における事業の状況</p> <p>① 主要な業務の状況を示す指標 ----- 38</p> <p>● 業務粗利益・業務粗利益率</p> <p>● 資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支</p> <p>● 資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り</p> <p>● 資金運用利回・資金調達原価率・総資金利鞘</p> <p>● 受取利息及び支払利息の増減</p> <p>● 総資産経常利益率・総資産当期純利益率</p> <p>② 預金に関する指標 ----- 39</p> <p>● 預金科目別平均残高</p> <p>● 定期預金種類別残高</p> <p>③ 貸出金等に関する指標 ----- 40</p> <p>● 貸出金科目別平均残高</p> <p>● 金利区分別貸出金残高</p> <p>● 担保の種類別貸出金残高・債務保証見返額</p> <p>● 用途別の貸出金残高</p> <p>● 業種別の貸出金残高等</p> <p>● 預貸率の期末値及び期中平均値</p> <p>④ 有価証券に関する指標 ----- 42</p> <p>● 商品有価証券の種類別の平均残高</p> <p>● 有価証券の残存期間別残高</p> <p>● 有価証券の種類別の平均残高</p> <p>● 預証率期末値及び期中平均値</p> <p>4. 金庫の事業の運営に関する事項</p> <p>(1) リスク管理の体制 ----- 22</p> <p>(2) 法令等遵守の体制 ----- 19</p> <p>(3) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ----- 23～24</p> <p>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況</p> <p>(1) 貸借対照表 ----- 30</p> <p> 損益計算書 ----- 36</p> <p> 剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ----- 36</p>	<p>(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>① 破綻先債権に該当する貸出金 ----- 55</p> <p>② 延滞債権に該当する貸出金 ----- 55</p> <p>③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ----- 55</p> <p>④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ----- 55</p> <p>(3) 金融再生法基準による開示債権 ----- 56</p> <p>(4) 自己資本の充実の状況等 ----- 44</p> <p>(5) 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益</p> <p>① 有価証券 ----- 42～43</p> <p>● 売買目的有価証券</p> <p>● 満期保有目的の債券で時価のあるもの</p> <p>● 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの</p> <p>● その他有価証券で時価のあるもの</p> <p>● 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額</p> <p>② 金銭の信託 ----- 43</p> <p>③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引 ----- 該当ありません</p> <p>(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 -- 41</p> <p>(7) 貸出金償却の額 ----- 41</p> <p>(8) 会計監査人による監査 ----- 36</p>
---	--

「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」に基づく開示項目

1. 自己資本に関する事項	
(1) 自己資本調達手段の概要	44
(2) 自己資本の構成に関する事項	44
2. 自己資本の充実度に関する事項	
(1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	44
(2) 自己資本の充実度に関する事項	45
3. 信用リスクに関する事項	
(1) リスク管理の方針及び手続きの概要	45
(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	45
イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	
ロ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
ハ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	
ニ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	
ヘ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	
(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	48
(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	48
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	49
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	
(1) リスク管理の方針及び手続きの概要	49
(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称	49
(3) 証券化取引に関する会計方針	49
(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	49
イ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	
ロ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等	
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	
(1) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	50
イ 貸借対照表計上額及び時価	
ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	
8. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	
(1) リスク管理の方針及び手続きの概要	51
(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	51
(3) 銀行勘定の金利リスク	51
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	52

【表紙説明】

「長者ヶ原廃寺跡」（ちょうじゃがはらはいじあと） 国指定史跡・奥州市衣川区

長者ヶ原廃寺跡は古くから知られていた遺跡で、『奥羽観蹟聞老志』にも見え、地元では金売り吉次の屋敷跡だと言われていることが記されています。しかし1950年以降の調査により、建物が礎石建物であることと出土した土器の年代から、奥州藤原氏の時代より遡る、今から約1000年前に建立された寺院址と考えられるようになりました。遺跡には1辺約100mの築地跡が口の字状に巡って、その中に3棟の礎石建物跡が見つっています。建物が整然と並んでいて企画性が認められること、築地を有していること、そして造営された年代から、奥州藤原氏の祖先である安倍氏によって建立された寺院だと推測されています。

長者ヶ原廃寺跡は、藤原清衡が中尊寺を造営する前に衣川の地に仏教文化が華開いていたことを私たちに教えてくれ、また平泉文化がどのようにして形成されていくのかを考える上で貴重な遺跡です。（奥州市発行・長者ヶ原廃寺跡ガイドブックより抜粋・引用）

「白鳥館遺跡」（しろとりたていせき） 国指定史跡・奥州市前沢区

平泉の中心部から北東に5km、北上川の西岸に位置する遺跡で、北上川の蛇行部に半島状に突き出した丘にあります。この遺跡は、前九年合戦（1051～62年）で、源頼義・義家父子と戦った安倍貞任の弟、白鳥八郎則任（行任）の居所と伝えられてきました。現在、堀跡や郭、土壘など15世紀の城館の痕跡が良く残されていますが、これまでの発掘調査によって、10世紀から16世紀まで長期間にわたり使われていたことが明らかになっています。白鳥館遺跡は、平泉の北を画する北上川の狭隘部に位置する高台のため、往来する舟を監視するには最適な場所でした。また、東側が川の狭隘部という地理的な制約のため、北上川の流路が変動しておらず、平泉を支えた北上川の景観が今に保たれています。

白鳥館遺跡は、平泉の生活基盤を支えた北上川の要衝地として機能した遺跡であり、浄土思想を基調とした都市「平泉」の側面を示す重要な遺跡です。

（奥州市発行・白鳥館遺跡ガイドブックより抜粋・引用）

REPORT 2012

MIZUSAWA
SHINKIN BANK



〒023-0806 岩手県奥州市水沢区字日高西71番地1
TEL.0197-23-5191
<http://www.mizusawashinkin.co.jp>

平成24年7月発行